

## 東日本大震災農業生産対策交付金実施要領の制定について

2 3 環 第 4 4 号  
2 3 生 産 第 7 2 1 号  
2 3 経 営 第 2 3 4 号  
平成 2 3 年 5 月 2 日  
大臣官房  
環境バイオマス政策課長  
生 産 局 長        通知  
経 営 局 長

改正    平成 23 年 9 月 1 日    23 生産 第 4304 号

改正    平成 23 年 12 月 6 日    23 食産 第 1923 号

23 生産 第 5175 号

東日本大震災農業生産対策交付金については、先に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 生産 第 720 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、東日本大震災農業生産対策交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

## 東日本大震災農業生産対策交付金実施要領

### 第1 対策の実施等

#### 1 成果目標の基準及び目標年度

##### (1) 成果目標の基準

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2の農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長(以下「生産局長等」という。)が別に定める成果目標の基準は、次のいずれかとする。

ア 東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に関する取組にあつては、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧すること。

イ 津波や放射性物質等の影響から、生産や販売を回復するために必要な生産、流通又は保管に関する技術並びに当該技術体系を確立すること。

ウ 東日本大震災に起因する卸売市場施設への被害の復旧等に関する取組にあつては、市場取扱数量が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧すること。

##### (2) 目標年度

ア 推進事業(要綱別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)に係る成果目標の目標年度は原則として事業実施年度の翌年度とする。ただし、要綱別表の分野の欄のⅡ(以下「要綱別表のⅡ」という。)のメニュー欄の意欲ある多様な経営体の育成・確保の1にあつては、事業実施年度の翌々年度とする。

イ 整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)に係る成果目標の目標年度は次のとおりとする。

(ア) 産地競争力の強化を目的とする取組においては、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

a 要綱別表のⅠのメニューの欄の2の(1)のオのうち小規模公害防除については、事業完了年度から5年以内とする。

b 要綱別表のⅠのメニューの欄の2の(1)のウのうち果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

c 要綱別表のⅠのメニューの欄の2の(4)のウからカまでにあつては、事業実施年度から6年以内とする。

(イ) 経営力の強化を目的とする取組

要綱別表のⅡのメニュー欄の新規就農者の育成・確保にあつては事業実施年度の翌々年度、意欲ある多様な経営体の育成・確保の2にあつては事業実施年度とする。

(ウ) 再生可能エネルギーの活用

事業実施年度の翌々年度とする。

(エ) 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあつては、事業全体の完了年度とする。）から３年後（取扱数量の増加を目標とする場合にあっては５年以内）とする。

(3) 交付金の配分基準

ア 各都道府県の被害額に応じた配分

推進事業及び整備事業総配分予定額の５割については、各都道府県での共同利用施設等の被害額に応じて按分される額又は事業実施主体が策定した事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）のうち推進事業及び整備事業それぞれに係る要望額（以下「要望額」という。）の都道府県別合計額のいずれか低い額をそれぞれの都道府県に配分する。

イ 推進事業及び整備事業予算額からアで各都道府県に配分した額の合計額を減じた残りの予算額の配分

残りの推進事業及び整備事業予算額については、アの配分で充当されない、各都道府県別の要望額の合計に応じて按分される額又は推進事業及び整備事業それぞれに係る、アでは充当されなかった要望額の都道府県別合計額のいずれか低い額をそれぞれの都道府県に配分する。

ウ ア及びイによる配分後に、予算額が残り、かつ、充当されなかった要望額がある場合には、イに準じて配分を繰り返すものとする。

エ 要領別記Ⅱの第２の１の（２）及び要領別記Ⅴの取組については、各都道府県別の要望額の合計に応じて按分される額をそれぞれの都道府県に配分する。

2 対策の対象

(1) 対象要件

東日本大震災農業生産対策交付金による対策（以下「本対策」という。）の支援対象は、平成23年４月１日以降に着手・着工したものであって、都道府県知事が次の要件を満たすと認めるものに限る。

ア １の（１）のアを成果目標とする取組

(ア) 東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組であること。

(イ) 当該取組により、対象施設の機能又は対象地域作付面積、新規就農者育成数、研修受講者数若しくは飼養頭羽数が平成22年以前と概ね同水準以上になることが確実に見込まれること。ただし、要綱別表のⅠのメニュー欄の１の（５）については除く。

イ １の（１）のイを成果目標とする取組

(ア) 津波や放射性物質等の影響による生産力、販売力等の低下からの回復等に資する取組であること。

(イ) 当該取組により、生産、流通及び保管に関する技術の確立若しくは当

該技術体系の確立が確実に見込まれること。

ウ 1の(1)のウを成果目標とする取組

(ア) 東日本大震災に起因する卸売市場施設等への被害の復旧等に関する取組であること。

(イ) 当該取組により、対象施設等の機能又は市場取扱数量が平成22年以前と概ね同水準以上になること等が確実に見込まれること。

(2) 対象地域

ア 整備事業を内容とする事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、要綱別表のⅠの事業にあつては、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)においても実施できるものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の2の(4)の畜産物共同利用施設のうちアからエまで及びカからキまでの施設、2の(5)の乳業施設、2の(6)の鳥獣被害防止施設、Ⅲのメニューの欄の1の(1)の再生可能エネルギー供給施設、Ⅳのメニュー欄の1の(1)から(15)までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

イ 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあつては、市街化区域内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

(イ) 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

### 3 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業(再生可能エネルギー供給施設(要綱別表のメニュー欄に定める再生可能エネルギー供給施設をいう。)の整備に係るものを除く。)の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知。)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金及び産地活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。施設の機能向上を伴わない現状復旧等のための整備事業にあつては、費用対効果分析の対象外とする。

### 4 地域提案

要綱第3の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された

整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

## 第2 対策の実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、推進事業にあっては別表1に規定する項目を、整備事業にあっては別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第4の2及び3の生産局長等が別に定める協議は、別紙様式3号及び4号により行うものとする。
- (4) (1) 及び (2) の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

### 2 実施手続

- (1) 要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長。以下同じ。）とする。なお、要綱別表の政策目的の欄のⅣのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るもの）にあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニュー欄の2の（5）を除くこととする。

- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、都道府県知事が当該市町村長と協議の上あらかじめ指定する市町村で事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画を都道府県知事に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該市町村長に対し、提出された事業実施計画の写しを提供し、情報共有に努めるものとする。

- (5) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (6) 要綱第4の3の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第4の2の協議の際に併せて行うものとする。

### 3 事業の着手・着工

平成23年4月1日から交付決定を受けるまでの間に着手・着工をした場合にあっては、別紙様式第1号の都道府県事業実施計画の備考欄に着手・着工日を記入するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

## 第3 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

## 第4 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、推進事業にあっては別表3に規定する項目を、整備事業にあっては別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度（要綱別表のⅠのメニューの欄の2の（6）の鳥獣被害防止施設にあっては、事業実施年度）の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。
- 3 1及び2の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。
- 4 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

## 第5 対策の評価

- 1 要綱第8の1の別に定める事業実施主体の評価報告は、推進事業にあっては別表3に規定する項目を、整備事業にあっては別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下のとおり実施するものとする。

- (1) 第1の1の（2）のイの（ア）のbのうち茶の優良品種系統等への改植の

- 場合並びに a 及び c の場合は、事業実施年度から 3 年目の翌年度
- (2) 第 1 の 1 の (2) のイの (ア) の b のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から 4 年目の翌年度
- 2 都道府県知事は、要綱第 8 の 2 による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長（北海道にあつては生産局長等、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）は、要綱第 8 の 3 の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 4 要綱第 8 の 2 に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の 9 月末までに別紙様式 2 号及び 5 号により行うものとする。

## 第 6 他 の 施 策 等 と の 関 連

本対策の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月 1 日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

## 第 7 各 取 組 ご と の 実 施 方 針 及 び 留 意 事 項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

## 第 8 そ の 他

本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。ただし、事業の着手・着工に係る取り扱いについては、第 2 の 3 によるものとし、事務取扱の第 1 の 5 の規定は適用しないものとする。

### 附 則

この要領は、平成23年 5 月 2 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月 6 日から施行する。



別表 1（推進事業の事業実施計画）

| 分野       | メニュー                                                                                                                                                                                                                          | 事業実施計画に記載すべき項目                                                            |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 産地競争力の強化 | 1 リース方式による農業機械等の導入<br>2 利用調整<br>3 生産資材の導入等<br>4 放射性物質の吸収抑制対策<br>5 土壌分析等普及活動支援<br>6 強い酪農経営復興対策<br>7 販売力の回復に向けた品質向上対策<br>8 大豆の複数年契約販売の促進<br>9 環境保全型農業再生支援対策<br>10 農業生産工程管理（GAP）の導入<br>11 放射性物質吸収抑制技術の実証<br>12 放射性廃棄物の保管・処理対策の確立 | 別紙様式第 1 号の別添 1 及びメニューごとに定める別添様式に規定されている項目その他の都道府県知事が産地競争力の強化に向けた取組に必要な項目。 |
| 経営力の強化   | 高生産性農業用機械施設の導入                                                                                                                                                                                                                | 別紙様式第 1 号の別添 2 に規定されている項目その他の都道府県知事が経営力強化に向けた取組に必要な項目。                    |

別表 2（整備事業の事業実施計画）

|    |      |                |
|----|------|----------------|
| 分野 | メニュー | 事業実施計画に記載すべき項目 |
|----|------|----------------|

|            |                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産地競争力の強化   | 1 耕種作物小規模<br>土地基盤整備<br>2 飼料作物作付及<br>び家畜放牧等条件<br>整備<br>3 耕種作物共同利<br>用施設整備<br>4 畜産物共同利用<br>施設整備 | 左記1から4までの事業について共通して以下の項目とする。<br>1 成果目標の妥当性に関する項目<br>別紙様式第1号のIの産地競争力の強化に向けた取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。<br>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目<br>成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。<br>3 費用対効果に関する項目<br>費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。<br>4 施設等の規模決定根拠に関する項目<br>施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。<br>5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目<br>「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。<br>6 その他道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目 |
| 5 乳業施設     |                                                                                               | 1 成果目標の妥当性に関する項目<br>別紙様式第1号の1の産地競争力強化に向けた取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標については、処理経費の低減、取扱数量の増加等乳業施設等の再編に係る内容であって、これらのことが確認できる資料を添付すること。<br>2 費用対効果に関する項目<br>新設又は増設を行う施設については、費用対効果分析を行うこととし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。<br>3 施設等の規模決定根拠に関する項目<br>施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。<br>なお、成果目標の設定、費用対効果算出等の詳細については、産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業(乳業再編等地區事業)の事業実施要領に準じるものとする。                                                                                    |
| 6 鳥獣被害防止施設 |                                                                                               | 1 事業実施主体等に係る項目<br>事業実施主体名、構成市町村、目的<br>2 事業に係る項目<br>施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|              |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                                        | <p>3 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に係る項目</p> <p>4 成果目標に係る項目</p> <p>5 成果目標に係る事項</p> <p>地域指定に係る項目</p> <p>過疎地域等の指定状況</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 経営力の強化       | <p>1 経営構造対策関係施設等</p> <p>2 研修教育基幹施設</p> | <p>別紙様式第1号のⅡ【経営構造対策施設等の改修及び整備】に規定されている項目、その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要な項目。</p> <p>1 成果目標の妥当性に関する項目</p> <p>別紙様式第1号のⅡ【研修教育基幹施設整備】の経営力の強化に向けた取組用に規定されている次の掲げる項目とする。</p> <p>なお、事業実施計画のうち当該項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式1号のⅡの経営力の強化に向けた取組用を活用するものとする。</p> <p>(1) 地域農業の現状と被害復旧のための対応方針</p> <p>(2) 成果目標</p> <p>(3) 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法</p> <p>(4) 成果目標の達成するために必要な施設等の整備計画</p> <p>2 1に定める項目のほか、都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p> |
| 再生可能エネルギーの活用 | 再生可能エネルギー供給施設                          | <p>1 別紙様式第1号のⅢに規定されている項目</p> <p>2 目標の設定及びその根拠、目標の達成状況の具体的確認方法</p> <p>3 目標を達成するための具体的な事業内容</p> <p>「設備及びシステムの概要」、「設備設置工事の概要」、「年間エネルギー発生量と経済性」、「発生電力、熱、燃料等の利用用途」、「震災前の施設概要」及び「被災状況」等を記述することとする。</p> <p>4 事業の実施体制</p> <p>5 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目</p>                                                                                                                                                     |
| 食品流通の合理化     | 卸売市場施設整備の推進                            | <p>1 成果目標の妥当性に関する項目</p> <p>別紙様式1号のⅣの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 費用対効果に関する項目</p> <p>費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3 事業概要に関する項目</p> <p>(1) 事業前後の比較（市場取扱数量等）</p>                                                                                                                                                                                                        |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | (2) 当年度工事費<br>(3) 当年度事業費<br>4 事業を実施する理由に関する項目<br>(1) 現状と課題<br>(2) 対応方向・方針<br>(3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容<br>5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画との関係に関する項目<br>6 対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）<br>(1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）<br>(2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）<br>(3) 交付率<br>(4) 財源内訳（強い農業づくり交付金、地方債、一般財源、その他）<br>7 高度化施設等に関する項目<br>(1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合）<br>(2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合）<br>(3) 品質管理高度化施設に該当する理由<br>8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目<br>(1) 整備規模<br>(2) 必要規模及びその算定根拠<br>(3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由<br>9 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）<br>(1) 事業費<br>(2) 交付対象事業費<br>(3) 交付金の額<br>10 新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目<br>(1) 建設計画の概要<br>(2) 売場施設、貯蔵・保管施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合）<br>(3) 工事計画・工事工程表<br>11 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目 |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表3（推進事業の実施状況報告及び評価報告）

| 分野 | メニュー | 事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目 |
|----|------|------------------------|
|----|------|------------------------|

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 産地競争力の強化 | <p>別紙様式第2号の別添1に規定されている項目その他都道府県知事が産地競争力の強化に向けた取組に都道府県知事が必要と定める項目。</p> <p>1 リース方式による農業機械等の導入<br/> 2 利用調整<br/> 3 生産資材の導入等<br/> 4 放射性物資の吸収抑制対策<br/> 5 土壌分析等普及活動支援<br/> 6 強力酪農経営復興対策<br/> 7 販売力の回復に向けた品質向上対策<br/> 8 大豆の複数年契約販売の促進<br/> 9 環境保全型農業再生支援対策<br/> 10 農業生産工程管理(GAP)の導入<br/> 11 放射性物質吸収抑制技術の実証<br/> 12 放射性廃棄物の確保管・処理の確立</p> | 別紙様式第2号の別添2に規定されている項目その他都道府県知事が経営力強化に向けた取組に都道府県知事が必要と定める項目。 |
| 経営力の強化   | 高生産性農業用機械施設の導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 別紙様式第2号の別添2に規定されている項目その他都道府県知事が経営力強化に向けた取組に都道府県知事が必要と定める項目。 |

別表4 (整備事業の実施状況報告及び評価報告)

| 分野       | メニュー                                          | 事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産地競争力の強化 | <p>1 耕種作物小規模土地基盤整備<br/> 2 飼料作物作付及び家畜放牧等条件</p> | <p>左記1から4までの事業について共通して以下の項目とする。</p> <p>1 事業実施状況に関する一般的な項目<br/> 別紙様式第2号の2に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> |

|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>整備<br/>3 耕種作物共同利用施設整備<br/>4 畜産物共同利用施設整備</p> | <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。<br/>3 事業実施状況に関する詳細な項目<br/>小規模土地基盤整備及び飼料作物作付・家畜放牧等条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。<br/>4 事業の効果及び改善方策に関する項目<br/>「事業の成果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。<br/>5 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>                              |
| <p>5 乳業施設</p>                                  | <p>1 事業実施状況に関する一般的な項目<br/>別紙様式第2号の2に規定されている項目を含み記載するものとする。<br/>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目<br/>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。<br/>3 事業の効果及び改善方策に関する項目<br/>「事業効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。<br/>4 その他事業実施状況報告に必要な項目</p>                                                                           |
| <p>6 鳥獣被害防止施設</p>                              | <p>1 事業実施状況報告に記載すべき項目<br/>(1) 事業実施主体に係る項目<br/>事業実施主体名、構成市町村<br/>(2) 推進体制に係る項目<br/>推進体制の整備状況<br/>(3) 事業内容に係る項目<br/>施設の概要、事業費、維持管理状況<br/>(4) 成果目標に係る項目<br/>成果目標に関する事項<br/>2 評価報告に記載すべき項目<br/>(1) 事業実施主体に係る項目<br/>事業実施主体名、構成市町村<br/>(2) 実施時期に係る項目<br/>実施内容、事業量<br/>(3) 事業内容に係る項目<br/>事業内容に係る項目<br/>(4) 管理に係る項目<br/>管理主体<br/>(5) 利用に係る項目</p> |

|              |                             | 供用開始時期、利用率<br>(6) 事業効果、評価に係る項目<br>事業効果、経営状況、事業実施主体の評価                                                                                                                                              |
|--------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営力の強化       | 1 経営構造対策関係施設等<br>2 研修教育基幹施設 | 別紙様式第2号の別添3に規定されている項目、その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要な項目。<br>1 施設等の整備状況<br>2 成果目標の達成状況<br>3 施設等の利用状況<br>4 その他都道府県知事が実施状況の把握のために必要とする項目<br>なお、事業実施状況報告のうち1から3までの項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式第2号の別添4を活用するものとする。 |
| 再生可能エネルギーの活用 | 再生可能エネルギー供給施設               | 1 施設等の整備状況<br>2 成果目標の達成状況<br>3 施設等の利用状況<br>4 その他都道府県知事が実施状況の把握のために必要とする項目                                                                                                                          |
| 食品流通の合理化     | 卸売市場施設整備の推進                 | 1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目<br>2 別紙様式2号のⅣの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目<br>3 事業の効果及び改善方策に関する項目<br>「事業の成果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。<br>その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目                        |

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

I 各取組共通事項

第1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市長村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

第2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

第5 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。



## 第6 農山漁村における女性の参画の促進

本対策を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- 1 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- 2 当該事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 3 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 4 当該事業実施主体が都道府県農業会議である場合は、都道府県内の農業委員会における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

## 第7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

## 第8 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、原則として、事業実施期間中に、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営3348号経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想について、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

## 第9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産、畜産周辺環境影響低減及び草地環境基盤整備対策を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（本項において「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

## 第10 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成23年5月2日付け23生産第722号農林水産事務次官依命通知。）第7に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

## 第11 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

## 第12 推進指導等

- 1 都道府県知事（都道府県が事業実施主体である場合にあっては、地方農政局長等。2において同じ。）は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

## 第13 管理運営

### 1 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### 2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

### 3 指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

5 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

## Ⅱ 産地競争力の強化に向けた取組

### 第1 推進事業

要綱別表のⅠのメニュー欄の推進事業については、以下により実施するものとする。

#### 1 リース方式による農業機械等の導入

##### (1) 取組の実施基準等

###### ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

###### イ 事業実施主体

農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(10)の「生産局長等が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

###### ウ 採択要件

(ア) 実施要領第1の1の(1)のア又はイの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

##### (2) リース事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱第4の1に基づき、次に掲げる事項を含むリース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画（以下「リース事業計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

ア 導入する農業機械、園芸用施設又は牛肉保管等施設（以下「機械施設」という。）に係る事項

イ 機械施設を賃借する農業者等（事業実施主体が自ら賃借する場合は事業実施主体。以下「機械施設利用者」という。）に係る事項

ウ 機械施設の利用計画に係る事項

エ 機械施設に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見

込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項

オ その他リース事業の実施にあたり必要な事項

(3) リース事業計画の重要な変更

事業実施主体は、リース事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記(2)に準じて都道府県知事の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 機械施設又は機械施設利用者の変更

エ 事業費又は事業量の3割を超える変更

(4) 機械施設の範囲

ア 農業機械の範囲

成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

また、被災した施設及び被災に伴い新たに新設（再編整備を含む。）した施設に付随する定置型の機械で、リース方式により導入することが可能なものについても対象とする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械は除く。

イ 園芸用施設の範囲

次に掲げる周年栽培高温抑制型温室及び高度環境制御栽培施設とし、各地区ごとに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(ア) 周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであり、導入後は換気装置等の空調装置を備えている温室とする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

(イ) 高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s

s 未満の地域にあっては、当該風速とすることができる）若しくは50kg／㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。このほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

施設の導入に当たっては、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

#### ウ 牛肉保管等施設の範囲

次に掲げる施設とし、成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

##### （ア）冷蔵冷凍施設

と畜処理した牛肉に含まれる放射性物質の検査（以下「牛肉の放射性物質検査」という。）の実施に伴い滞留した牛枝肉・部分肉を保管するために必要な冷蔵冷凍施設（車両を含む）であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）を遵守するために必要な能力を有するものであることとする。

##### （イ）検査室

牛肉の放射性物質検査の実施に必要な施設とする。なお、ゲルマニウム半導体検出器等の検査機器は含まないものとする。

#### （5）機械施設の利用条件

##### ア 農業機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械（畜産用機械を除く。）の利用面積は、20ヘクタール（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進

及び導入に関する基本方針に即して、都道府県知事が同法第5条の3に基づき策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に利用規模の下限面積その他の基準を定めている場合にあっては、当該面積。）を概ね満たすものであること。

ただし、地域の実態に照らして、都道府県知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

#### イ 園芸用施設の利用条件

##### （ア）対象地域

対象施設は、原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

##### （イ）農業共済等の積極活用

機械施設利用者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

##### （ウ）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

#### ウ 牛肉保管等施設の利用条件

対象施設は、次のいずれかの要件を満たす都道府県（以下「汚染稲わら等給与県」という。）に所在し、かつ、牛肉の放射性物質検査を実施している産地食肉センターに設置するものとする。

##### （ア）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が牛の出荷制限を指示した県。

##### （イ）地域内に暫定許容値を超える放射性物質に汚染された稲わら等を給与した又は給与した可能性のある肉用牛農家が存在し、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成23年7月29日厚生労働省公表）に基づく出荷計画（都道府県域の一部を対象とするものを含む。）を策定し、計画的に放射性物質検査及び出荷を実施する都道府県。

## (6) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械施設利用者と当該機械施設利用者が導入する対象機械又は対象施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 下記（8）により承認されたリース事業計画に記載された機械施設利用者及び対象機械又は対象施設に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が下記（7）により決定されたものであること。

ウ リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

## (7) リース料助成金の額

ア リース料助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2 以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）× 1 / 2 以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1 / 2 以内

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

イ 園芸用施設のリース料助成金の額の計算

農業共済への加入が基本である園芸用施設に係る上記アにおけるリース物件価格については、受益農家及び事業参加者の農業共済への加入状況にかかわらず、次の算式により求められる調整済リース料物件価格で置き換えることにより、該当助成金の額を計算するものとする。



調整済リース物件価格＝園芸施設及び附帯施設のリース物件価格－共済金相当額

上記算式の共済金相当額については、園芸用施設及び附帯施設それぞれについて、次式により計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(ア) 園芸用施設

共済金相当額＝被害を受けた園芸用施設の標準価格  
 ×被害を受けた園芸用施設の設置面積  
 ×被害を受けた園芸用施設の時価現有率（下表）  
 ×付保割合（０．８）

なお、被害を受けた園芸用施設の標準価格は、ガラスハウスにあっては18,655円／㎡、プラスチックハウス（Ⅳ・Ⅴ類）にあっては7,702円／㎡、その他のハウスにあっては1,800円／㎡とする。

ただし、新たに整備する園芸用施設の設置面積が、営農体系の見直し等により被害を受けた園芸用施設の設置面積を下回る場合にあっては、当該被害を受けた園芸用施設の設置面積を新たに整備する園芸用施設の設置面積に読み替えて算出するものとする。

(イ) 附帯施設

共済金相当額＝被害を受けた附帯施設の再取得価額  
 ×被害を受けた附帯施設の時価現有率（下表）  
 ×付保割合（０．８）

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

| 経過年数      | ガラスハウス<br>プラスチックハウス<br>(Ⅳ・Ⅴ類) | 左記以外のハ<br>ウス<br>附帯施設 |
|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 1年未満      | 100%                          | 100%                 |
| 1年以上 2年未満 | 95                            | 84                   |
| 2 " 3 "   | 90                            | 68                   |
| 3 " 4 "   | 85                            | 52                   |
| 4 " 5 "   | 80                            | 36                   |
| 5 " 6 "   | 75                            | 20                   |
| 6 " 7 "   | 70                            | 以下同じ                 |
| 7 " 8 "   | 65                            |                      |
| 8 " 9 "   | 60                            |                      |
| 9 " 10 "  | 55                            |                      |
| 10 " 11 " | 50                            |                      |
| 11 " 12 " | 44                            |                      |

|         |        |    |  |
|---------|--------|----|--|
| 1 2 //  | 1 3 // | 38 |  |
| 1 3 //  | 1 4 // | 32 |  |
| 1 4 //  | 1 5 // | 26 |  |
| 1 5 年以上 |        | 20 |  |

ただし、新たに整備する附帯施設の規模が、営農体系の見直し等により被害を受けた附帯施設の規模を下回る場合にあっては、当該被害を受けた附帯施設の再取得価額を、新たに整備する附帯設備の取得価額に読み替えて算出するものとする。

## (8) 事業実施手続等

### ア リース事業計画の作成及び提出

(ア) 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする機械施設利用者に、別添様式第1号によるリース事業計画の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記(7)によりリース料助成額を計算し、別添様式第1号によりリース事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

### イ リース事業計画の承認

(ア) 都道府県知事はこの要領に掲げる基準等を全て満たす場合には、リース事業実施計画の承認を行うものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の承認を行う場合には、別添様式第2号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別添様式第2号により承認しない旨の通知を行うものとする。

### ウ リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者に機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械施設利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械施設利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

### エ 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械施設が機械施設利用者に導入され、当該機械施設利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記(7)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械施設利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械施設利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるも

のとする。

#### オ 交付金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る交付金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る交付金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

#### カ 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械施設利用者に対して適正な利用が行われるよう指導する。

#### キ 助成金の返還等

都道府県知事は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設がリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

### (9) その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

## 2 利用調整

### (1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニュー欄の1の(2)については、東日本大震災により営農に必要な農業機械が被災した場合に、地域内で使用可能な農業機械の利用調整によって農業機械を手当する取組とし、利用調整により従来よりも多くの面積を稼働する当該農業機械の整備費を支援するものとする。

### (2) 取組の実施基準等

#### ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

#### イ 事業実施主体

(ア) 要綱別表のⅠの事業実施主体の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農機販売店等の民間事業者も事業実施

主体とすることができる。

- (イ) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

#### ウ 採択要件

- (ア) 要領第 1 の 1 の (1) のアの成果目標の基準を満たすこと。
- (イ) 要綱別表の I の採択要件の欄の 1 の (1) の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3 戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- (ウ) 要綱別表の I の採択要件の欄の 1 の (3) の生産局長等が別に定める事業対象面積は、10ヘクタール（農業機械化促進法第 5 条の 2 に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、導入計画に利用規模の下限面積を定めている場合にあっては、当該面積。）を概ね満たすものであること。

#### (3) 利用調整事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱第 4 の 1 に基づき、次に掲げる事項を含む使用可能な農業機械の利用調整によって農業機械を手当する事業の実施計画（以下「利用調整事業計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

ア 利用調整により手当てする農業機械（以下「利用農業機械」という。）に係る事項

イ 利用農業機械を所有する農業者等（以下「利用農業機械所有者」という。）に係る事項

ウ 利用農業機械の利用計画に係る事項

エ 利用農業機械の整備費の見込額及び助成金の申請額に係る事項

オ その他利用調整事業の実施にあたり必要な事項

#### (4) 利用調整事業計画の重要な変更

事業実施主体は、利用調整事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記（3）に準じて都道府県知事の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 利用農業機械又は利用農業機械所有者の変更

エ 事業費の 3 割を超える変更

#### (5) 利用農業機械の範囲

対象機械の範囲は、成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

ただし、施設に付随する定置型の農業機械は除く。

#### (6) 助成金の額

助成金の額は、利用農業機械ごとに次に掲げる算式により計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。

助成額＝利用農業機械の整備費×1／2以内

(7) 事業実施手続等

ア 利用調整事業計画の作成及び提出

(ア) 事業実施主体は、助成金を受けようとする利用農業機械所有者に、別添様式第3号による利用調整事業計画の作成の必要な関連書類を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により提出された書類の内容を確認の上、上記(6)により助成額を計算し、別添様式第3号により利用調整事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 利用調整事業計画の承認

(ア) 都道府県知事は、この要領に掲げる基準等を全て満たす場合には、利用調整事業計画の承認を行うものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の承認を行う場合には、別添様式第4号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行い、承認をしない場合には、別添様式第4号により承認しない旨の通知を行うものとする。

ウ 助成金の支払

事業実施主体は、利用農業機械の整備が行われ、利用農業機械所有者から助成金の請求があった場合には、利用農業機械の整備費を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記(6)により算定された助成額の範囲内で、遅滞なく当該利用農業機械所有者に助成金を支払うものとする。ただし、当該利用農業機械所有者が助成金の支払先として整備事業者を指定した場合にあっては、当該整備事業者に支払うことができるものとする。

エ 交付金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る交付金を、事業実施主体に滞留させることなく、利用農業機械所有者へ助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る交付金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

オ 指揮監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、利用農業機械所有者に対して適正な作業が行われるよう指導するものとする。

カ 助成金の返還等

都道府県知事は、事業実施主体に交付した利用調整事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において利用調整された農業機械が利用調整事業計画に従っ

て適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合にあつて、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

#### (8) その他

この要領に定めるもののほか、利用調整事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 3 生産資材の導入等

#### (1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の1の(3)の取組の概要及び支援対象については、次に掲げるものとする。ただし、次のアからキまでに該当しないものであつて、都道府県知事が、東日本大震災に伴う津波による流失等により新たに調達が必要となったものと認定した農業用資機材については、支援の対象とする。

##### ア 水稻育苗関係

###### (ア) 共同育苗施設の応急的補修

育苗施設の復旧のため、育苗施設の応急的補修を行う取組とし、ハウス用資材、播種・土入れ装置（修理を含む。）、育苗用資機材を支援対象とする。

###### (イ) 簡易育苗ハウスの緊急的導入

共同で利用する育苗施設が被害を受け、当該施設で育苗が行えない場合に、農業者が共同で新たに簡易な育苗ハウスを設置する取組とし、育苗用ハウスの資材、播種・土入れ装置、育苗用資機材を支援対象とする。

##### イ 水稻生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、育苗期から収穫期までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

##### ウ 麦類生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、収穫期までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

##### エ 豆類生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、施肥等から収穫までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

##### オ 園芸生産資材等関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、種苗、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材その他必要な資機材を支援対象とする。

また、津波による塩水化等により、既存の用水の利用が困難となった地

域における用水確保の取組とし、震災後、初めて出荷、販売するまでの間の水道水の使用、井戸の試し堀り等に掛かる経費を支援対象とする。

カ 果樹植栽用資材関係

被害を受けた樹園地を早急に復旧させる取組とし、苗木の植栽並びに果樹棚及びトレリス等設置用資機材を支援対象とする。

キ 飼料種子・生産資材関係

震災により被災した草地の復旧及び生産性の向上を図る取組とし、土壌改良資材、肥料、除草剤及び牧草種子を支援対象とする。

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 事業実施主体

(ア) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ウ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のアの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(ウ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(3)の面積要件は、受益面積が概ね10ha(第2の2の(5)のカの(イ)に定める中山間地域等にあっては5ha)以上であること。ただし、被災状況等を踏まえ、都道府県知事が特に認める場合にはこの限りではない。

(3) 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、(1)のアからキまでの項目ごとにそれぞれ別添様式第5号又は別添様式第6号により作成するものとする。

4 放射性物質の吸収抑制対策

(1) 要綱別表のIのメニューの欄の1の(4)の取組の概要については、次に掲げるものとする。

ア 放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入

(ア) 加里質肥料(塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料に限る。)その他

- の放射性物質の農作物への移行を抑制する効果が見込まれる資材
- (イ) 土壌中の放射性物質を減少又は作物に吸収し難い状態にする効果が見込まれる資材
- イ アの資材の導入の効果などを分析検証するための土壌等の分析
- ウ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (2) 取組の実施基準等
- ア 事業の実施基準
- (ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- (イ) 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- (ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (エ) 事業実施主体が行う取組の内容は、受益地域の範囲や通常の施肥量等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- イ 対象地域
- 福島県及びその隣接県並びにその他の出荷制限の対象地域（既に解除された場合を含む）。
- ウ 事業実施主体
- 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。
- オ 採択要件
- (ア) 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。
- (イ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(1)の定めに関わらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- カ 事業の実施手続等
- 本事業の実施計画は、別添様式第7号により作成するものとする。

## 5 土壌分析等普及活動支援

- (1) 本事業では、被災地での早期の営農再開に向け、普及指導センター等により被災農地の被害調査・土壌等分析、被災農業者に対する営農相談・指導活動を行うものとする。
- (2) 補助対象となる経費は、本事業に直接要する、機械費、リース料、車両整備費、備品費、借上費、消耗品費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費とする。



- (3) 補助対象となるリース料は、事業実施年度のリース期間に相当するリース料とする。また、補助対象となる車両整備費は、購入費用に事業実施期間を車両の法定耐用年数で除した値を乗じた額とする。
- (4) 賃金については、雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすることとする。また、補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備することとする。
- (5) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

## 6 力強い酪農経営復興対策

### (1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニュー欄の1の(6)の取組の概要については、東日本大震災により生乳生産基盤及び販売に影響を受けた地域において、当該生乳生産基盤及び販売の回復のための取組であって、次に掲げるものとする。

#### ア 乳用牛の導入

生乳生産基盤の回復のために事業実施主体が行う乳用牛の導入の取組とする。

#### イ 6次産業化の推進

地域における6次産業化の推進のため、事業実施主体が、生産者を対象に、製造技術、販路開拓、食品衛生、優良事例検討等の研修を実施する取組とする。

#### ウ 生産者団体による酪農家支援

生乳生産基盤回復のため、東日本大震災の発生を受けて指定生乳生産者団体から配分された乳代補填金（以下「乳代補填金」という。）を活用して事業実施主体が行う廃棄生乳代の補填（福島第1原子力発電所事故に伴う出荷制限の指示により廃棄された生乳に係るものを除く。）、共同利用施設の軽微な補修（補修のための資材の購入に係る部分に限る。）又は被災生産者への粗飼料供給の取組とする。

#### エ 消費拡大

地域における牛乳・乳製品の販売回復のため、消費者を対象とした理解醸成シンポジウムの開催及び消費者意識調査を実施する取組とする。

### (2) 取組の実施基準等

#### ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) (1)のアの取組については、事業実施主体が行う取組の内容は、受益地域の生乳生産からみて適正であり、かつ過大なものであってはならないものとする。

(ウ) (1)のアの取組を実施する事業実施主体は、一定程度のまとまりを

もって乳用牛を購入することにより、輸送経費等の軽減に努めるものとする。

- (エ) (1) のウの取組について、廃棄生乳代の補填に用いる金額の総額は、指定生乳生産者団体から事業実施主体に配分された乳代補填金の総額を超えてはならないものとする。

#### イ 対象地域

(1) のア、イ及びエについては、東日本大震災により影響を受けた東北及び関東地方のうち、平成23年3月の生乳生産量の対前年同月比が都府県の平均以下であった青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

#### ウ 事業実施主体

その他農業者が組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

#### エ 助成金の額

- (ア) (1) のアについて、事業実施主体に交付される本対策の助成金の金額は、導入した乳用牛1頭当たり66千円とする。
- (イ) (1) のウについて、事業実施主体に交付される本対策の助成金の金額は、当該事業実施主体が指定生乳生産者団体から配分された乳代補填金の金額を上限とする。
- (ウ) (1) のウについて、事業実施主体に交付される本対策の助成金の金額の算定及び交付に当たっては、乳代補填金及び本対策の助成金の(1)のウに掲げる取組それぞれへの交付額が、取組それぞれに要する費用の額を超えてはならないものとする。

#### オ 採択要件

- (ア) 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。
- (イ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

### (3) 事業の実施手続等

- ア (1) のアの取組を実施する事業実施主体は、要綱第4の1に基づく事業実施計画の提出に当たっては、導入牛の貸与、譲渡に関する規定を予め定め、当該事業実施計画に添付して提出するものとする。
- イ (1) のウの取組を実施する事業実施主体は、要綱第4の1に基づく事業実施計画の提出に当たっては、生乳生産者団体から配分された乳代補填金の金額が確認できる書類を添付して提出するものとする。

## 7 販売力の回復に向けた品質向上対策

### (1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の１の（７）の取組の概要については、原発事故の影響により、農産物の価格や販売が低迷した地域の販売力の回復を目的として行う品質向上対策であり、次に掲げる資材・技術の導入を支援対象とする。ただし、都道府県知事が、次期作の品質向上を図るために新たに調達が必要となったものと認定した資材・技術の導入については、支援の対象とする。

ア 水稲生産関係

土壌改良資材及び堆肥の導入

イ 麦類生産関係

排水対策、土壌改良資材、追加窒素質肥料及び堆肥の導入

ウ 豆類生産関係

排水対策、土壌改良資材及び堆肥の導入

エ 園芸生産関係

排水対策、ダブルマルチ、かん水チューブ、かん水パイプ、スプリンクラー（立ち上がり部分）、土壌改良資材、発根・活着促進剤及び堆肥の導入

オ 果樹の放射性物質移行低減対策関係

果実への放射性物質の移行低減に資する粗皮削り、せん定、樹体洗浄、放射性物質濃度の低減効果の測定等の実施

ただし、せん定については、粗皮削り若しくは樹体洗浄と併せて実施するものを対象とする。

カ 茶生産関係

遮光資材の導入

（２）取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

（ア）事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

（イ）事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

（ウ）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 対象地域

原発事故の影響により、それぞれの品目毎に、これまで出荷制限等の措置がされた地域及び警戒区域等の見直しによって営農を再開する地域とする。

ただし、果樹、茶については、上記に加え、食品中の放射性物質検査により放射性物質が検出された地域、花きについては、福島県、茨城県、栃木県及び花きにおいて放射性物質が検出された地域を対象とする。

ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

エ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

オ 交付率

要綱別表Iの交付率のただし書きの生産局長等が別に定める率のうち、(1)のオの取組を実施する場合には、交付率は定額とし、助成額は次の算式によるものとする。

「助成額」＝「助成単価」×「事業に取り組む農地の面積」

助成単価は、1ヘクタール当たり34万円以内とする。

(3) 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、(1)のアからカまでの項目ごとにそれぞれ別添様式第8号により作成するものとする。

## 8 大豆の複数年契約販売の促進

(1) 取組の概要

要綱別表のIのメニュー欄の1の(8)の取組の概要については、東日本大震災により大豆の供給量が減少した産地における生産者等と食品製造業者（食品の製造、加工若しくは販売の事業を行う者又は食品製造業者を構成員とする事業協同組合をいう。以下同じ。）等との大豆の安定的な取引関係を構築するため、食品製造業者等への原料大豆の通年供給や試験販売等に要する経費として生産者等に、当該契約販売数量に応じて助成金を交付する取組とする。

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 本事業に取り組もうとする事業実施主体は、数量等について一定程度のまとまりをもって契約の締結を行うよう努めるものとする。

イ 対象地域

本事業で対象地域は以下のとおりとする。

(ア) 宮城県及び福島県においては県内全域

(イ) その他の都県（東北農政局又は関東農政局管内に限る）においては、津波被害等震災による影響により、保管中の平成22年産大豆が損傷した

又は平成23年産大豆の作付面積が減少した市町村等  
ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

エ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のイに加え、食品製造業者等との大豆の複数年に渡り販売する契約を締結することとする。

(イ) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(ウ) 契約の締結

契約の内容は、生産者等が食品製造業者又は大豆卸売業者との間で、平成23年産から3カ年以上に渡り締結し、次の全てを含むものとする。

a 産地品種銘柄等の種類

b 数量

2年目以降の契約販売数量が前年の数量を下回らないものとする。

c 価格

事業実施主体は、生産者等から食品製造業者又は大豆卸売業者への販売価格の考え方を定めるものとする。

ただし、価格の設定に当たっては、畑作物の所得補償交付金、本事業において交付される助成金等を合わせた当該契約販売価格の水準が、大豆の再生産に必要となる生産費水準以上となることを旨として定めるものとする。24年産以降については、当該年産の収穫前に決定するものとする。

d 売渡年度

売渡年度については、生産した年度内に売り渡すものとする。

オ 助成金の額

事業実施主体に交付される助成金の額は、上記エの(ウ)で定めた当該年度の契約に基づき販売され、売渡伝票その他の帳票で確認した数量60kg当たり4,000円を乗じた額を限度として交付するものとする。

また、交付対象となる数量は、平成23年産に生産された大豆のうち、原則として、当該年度内に販売された大豆の数量とする。

カ 助成金の使途

本交付金において交付される助成金を受けた事業実施主体は、以下の取組に使用するものとする。

(ア) 契約を締結した生産者等に対する助成

(イ) 食品製造業者へ大豆の運送、保管に要する経費

(ウ) その他産地の差別化に必要な検査等複数年契約販売の促進に不可欠な経費

(3) 事業の実施手続等

ア 本事業の実施計画は、別添様式第9号により作成するものとする。

イ 要綱別表のⅠの事業実施主体に定めるものの以外の生産者が本事業に取り組もうとする場合には、市町村、農業協同組合連合会又は農業協同組合が事業実施主体として当該生産者の契約販売数量等を取りまとめ、申請を行うものとする。

9 環境保全型農業再生支援対策

(1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニュー欄の1の(9)の取組の概要及び支援対象については、環境保全型農業（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動。以下同じ。）の取組の維持、継続を図るために行う次に掲げる取組とする。

ア 環境保全型農業の維持・継続、消費者等の信頼回復のための各種分析

環境保全型農業の営農計画の策定や消費者に農産物等に関する情報を提供することを目的として、環境保全型農業に取り組む農業者等が行う次の分析

(ア) 土壌、堆肥等生産資材又は農産物の放射性物質

(イ) 農地土壌中の塩類、重金属、腐食、加里等

(ウ) 農産物の残留農薬、栄養成分等

イ 堆肥等生産資材の広域流通の円滑化

環境保全型農業に使用する上で必要とする堆肥等生産資材を近隣地域で確保することができず、農地が所在する都県外（都県知事が特に必要と認める場合は都県内）から堆肥等生産資材を購入する場合、堆肥等生産資材の運搬

ウ 分析データの消費者への情報提供

土壌、堆肥等生産資材又は農産物の放射性物質の分析若しくは農産物の残留農薬、栄養成分等に関する分析の分析結果の消費者への情報提供

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了している取組は、本対策の交付対象外とする。

(イ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及

び静岡県（「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」（平成23年7月25日付け生産局生産流通振興課長・生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・生産局畜産部畜産振興課長通知）の5において堆肥の生産・流通の自粛等を要請された17都県）

#### ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

#### エ 採択要件

- （ア）要領第1の1の（1）のイに加え、平成24年度における環境保全型農業の取組面積が、平成23年度の取組面積よりも下回らないこととする。
- （イ）要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の（1）の定めにかかわらず、都県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

#### オ 補助対象経費

- （ア）支援対象となる経費は、本事業に直接要する経費とし、（1）のアについては、機械費、リース料、備品費、借上費、消耗品費、分析費、分析委託費等、（1）のイについては、運搬経費、（1）のウについては、旅費、謝金、会場借料、資料作成費、消耗品費、備品費、役務費、賃金等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- （イ）（1）のアの分析点数は、24年度の環境保全型農業取組目標面積1ヘクタール当たり1点以内とする。

#### （3）事業の実施手続等

本事業の実施計画は、別添様式第10号により作成するものとする。

### 10 農業生産工程管理（GAP）の導入

#### （1）取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の1の（10）の取組の概要については、津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度な農業生産工程管理（GAP）を導入する取組であり、次に掲げる事項を実施できるものとする。地区推進事業においては、目標年度内に、震災被害に対応したGAPを策定するものとする。

#### ア 都道府県域事業

##### （ア）協議会の開催

都道府県、生産者団体、流通業者、消費者団体等から構成される協議会を開催し、震災被害に対応したGAP導入方針の検討や域内産地で活

用できるGAPのひな形の作成等を行う。

(イ) 産地指導

産地への指導・助言の取組等を行う。

(ウ) 調査・分析の実施

域内産地へのGAPの導入に必要な実態調査・分析等を行う。

イ 地区推進事業

(ア) 協議会の開催

都道府県、普及指導センター、市町村、生産者、生産者団体、関係団体等から構成されるGAP推進協議会を開催し、地域における具体的な品目ごとのGAPの策定やGAP導入に必要な普及啓発資料の作成等を行う。

(イ) 研修会の開催・研修会への参加

GAPに基づく具体的な管理方法等に関する研修会の開催、外部研修会への参加等を行う。

(ウ) 技術指導、調査・分析の実施

GAPの策定に必要な生産・流通段階における分析調査、実証ほの設置及び運営、収穫物の放射性物質等検査、GAP実践状況調査、検査員によるGAPの取組の客観的な点検、記帳等の負担を軽減するためのソフトウェア及び附帯する機器の導入等を行う。

なお、分析調査等の一部を外部機関へ委託することができる。

(エ) GAPの導入効果の検証

検討会の開催、GAP導入の実証、試験・調査の実施、事業の経過及び検討会の結果をまとめたレポートの作成等を行う。なお、農林水産省は、レポートの内容を事業実施主体の了承を得た上で公表することができるものとする。

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

イ 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の17都県（津波被災県及び原子力災害対策本部が求める検査対象自治体）。

ウ 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体のうち、農事組合法人以外の農業生産法人は、法人格を有するものであって、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

エ 採択要件



- (ア) 要領第 1 の 1 の (1) のイの成果目標の基準を満たすこと。
- (イ) 要綱別表の I の採択要件の欄の 1 の (1) の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3 戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

#### オ 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する旅費、謝金、会場借料、資料作成費、研修会参加費、消耗品費、分析費、分析委託費、備品費、役務費、賃金、システム導入費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### (3) 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、別紙様式 1 号により作成するものとする。

### 11 放射性物質吸収抑制技術の実証

#### (1) 取組の概要

要綱別表の I のメニューの欄の 1 の (11) の取組の概要については、放射性物質により汚染された農地の放射線量低減のための除染対策を目的とするものではなく、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う農作物の吸収抑制技術を地域の実情に合わせていくつかの試験区及び対照区を設定して実証するものであり、次に掲げるものとする。

##### ア 吸収抑制対策の実証

反転耕・深耕や牧草の品目・品種転換を行うことにより、農作物への放射性物質の吸収を抑制する技術の実証を行うものとする。

また、当該技術の実証によって低下した農地の生産力を回復するために必要な肥料や土壌改良資材等を導入することができる。

##### イ 空間線量の測定、土壌中の放射性物質等の分析

技術の効果を評価・検証するため、実証前後において、実証を行った試験区及び対照区の空間線量の測定、土壌中の放射性物質濃度等の土壌分析を行うものとする。

##### ウ 実証に係る検討会の開催

ア及びイの取組を推進するにあたって有識者からの技術的な指導・助言等を受けることや関係者間の情報共有等を目的として、学識経験者、行政機関、試験研究機関等の職員を招へいし、実証計画の検討、実証結果の検証、報告書の取りまとめ等に係る検討を行う。

#### (2) 取組の実施基準等

##### ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

(エ) 事業実施主体が行う取組の内容は、実証の規模等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

(オ) 技術の効果を評価・検証するため、実証前後における空間線量の測定及び土壌中の放射性物質濃度の分析を行うことを必須とする。

#### イ 対象地域

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づいた出荷制限指示の対象となった地域（既に解除された地域を含む）又は「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（平成23年4月22日付け23生畜第186号）に基づき7月1日時点で各都道府県知事が牧草の利用等の自粛を行っていた県。

#### ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

#### エ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

#### オ 補助対象経費

(ア) 本事業に直接要する、機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、備品費、ほ場借上費、消耗品費、賃金、土壌分析委託費、作業委託費、土壌改良資材費、肥料代、種子代、委員等旅費、委員等謝金、会場借上費、雑役務費等とする。

(イ) 賃金については、雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすることとする。

(ウ) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### カ 交付率

要綱別表のⅠの交付率の欄の生産局長が別に定める交付率は、本事業については定額とする。

### (3) 事業の実施手続等

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、予め実証を行う対象地域を調整・選定した上で、別添様式11号により実施計画を作成するものとする。

イ 本事業の実施状況報告は、別添様式12号により作成するものとする。

## 12 放射性廃棄物の保管・処理対策の確立

### (1) 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の1の(12)の取組の概要については、放射性物質による汚染により農業において利用が困難となった農産物、その他副産物及び農業生産資材（以下「農業系汚染廃棄物」という。）の処理を行い、放射性物質の除去を図ることを目的として行う農業系汚染廃棄物の一時保管、処分及び有効利用等の処理の実証に係る取組とし、次に掲げるものとする。

#### ア 取組の対象

対象となる農業系汚染廃棄物は以下のとおり。

- (ア) 飼料及び敷料用牧草、稲わら等
- (イ) 稲わら等堆肥等（堆肥の原料又は土壌改良資材となる稲わらやもみがら、剪定枝、落ち葉等又はそれらを原料とする堆肥及び土壌改良資材）
- (ウ) 家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥
- (エ) と畜場出荷困難牛

#### イ 取組の内容

- (ア) 農業系汚染廃棄物の運搬実証
- (イ) 農業系汚染廃棄物の一時保管場所の設置実証
- (ウ) 農業系汚染廃棄物の焼却等の減容化実証
- (エ) 農業系汚染廃棄物の一時保管、処分及び有効利用等の処理実証
- (オ) 一時保管施設周辺環境等のモニタリング
- (カ) 農業系汚染廃棄物の減容化、一時保管、処分及び有効利用等の処理の実証に必要な検査、分析
- (キ) 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

### (2) 取組の実施基準等

#### ア 事業の実施基準

- (ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- (イ) 対象となる農業系汚染廃棄物のうち、(1)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)については、次に掲げる採択基準をいずれも満たすものとする。
  - a 放射性セシウムの濃度について、肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の暫定許容値や食品衛生法の暫定規制値等の規制値を超過しているもの
  - b 放射性セシウムの濃度が暫定許容値や暫定規制値を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの（ただし、検査等により流通、利用の制限又は自粛が解除されたもの及び解除される可能性のあるものを除く。）
- (ウ) 対象となる農業系汚染廃棄物のうち、(1)のアの(エ)については、暫定許容値を超える牧草・稲わらを給与され、牛肉が食品衛生法上の暫

定規制値を超える、又は超えるおそれがあるため、と畜場等に出荷できない牛とする。

(エ) 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(オ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

(カ) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### イ 対象地域

(ア) (1) のアの (ア) のうち、牧草については、牧草のモニタリング検査の結果、暫定許容値を超えたことにより利用できない牧草が生じた県、稲わらについては、放射性セシウムに汚染された稲わらの流通が確認された道県

(イ) (1) のアの (イ) については、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年8月4日原子力災害対策本部決定)に定められた総理指示対象自治体及びその隣接自治体である都県

(ウ) (1) のアの (ウ) については、牛ふんを原料とする堆肥の検査の結果、暫定許容値を超えるものが確認された県

(エ) (1) のアの (エ) については、放射性セシウムに汚染された稲わらの流通が確認され、と畜場への出荷が困難な牛が生じるおそれのある道県

(オ) (ア) から (エ) に定めるもののほか、今後、事故由来放射性物質により汚染された農業系汚染廃棄物の存在が判明した地域

#### ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

#### エ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

#### オ 補助対象経費

(1) のイに定める取組に直接要する経費であって、設備備品費、借上費、消耗品費、旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、請負施行費等とする。

#### カ 交付率

要綱別表のⅠの交付率の欄の生産局長が別に定める交付率は、本事業に

については、定額とする。

(3) 事業の実施手続等

ア 事業実施主体は、事業実施計画書に別添様式13号を添付するものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施状況に別添様式14号を添付するものとする。

(4) 留意事項

本事業により一時保管等の実証を行う廃棄物については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)等に基づいて、適切に管理、処理を行うものとする。

## 第2 整備事業Ⅰ（要綱別表Ⅰのメニュー欄の2の（5）及び（6）を除く。）

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の整備事業については、以下により実施するものとする。

### 1 取組の概要

本事業の取組は、以下に掲げるものとする。

- （1）東日本大震災で被災した農業用施設等の機能の復旧及びこれに伴う共同利用施設の整備等
- （2）地域の農業生産の復旧・復興に資する共同利用施設の新設、非被災施設について、安全性や効率性等の観点から行う機能高度化対策・再編整備対策等（特定被災地方公共団体又は特定被災区域における農業の復旧・復興に資する取組に限る）
- （3）汚染稲わら等給与県における牛肉の放射性物質検査の実施体制の強化及びこれに伴う畜産物共同利用施設の整備

### 2 取組の実施基準等

#### （1）事業の実施基準

ア 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、Ⅰの第5にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

（ア）要綱別表のⅠのメニューの欄の2の整備事業の（1）

（イ）要綱別表のⅠのメニューの欄の2の整備事業の（2）のうち飼料増産に係るもの

（ウ）要綱別表のⅠのメニューの欄の2の整備事業の（3）

（エ）要綱別表のⅠのメニューの欄の2の整備事業の（4）のうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産に係るもの

オ 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹

底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。

カ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

キ 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（イ）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

ク 整備事業で実施する共同利用施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

また、東日本大震災により被災した共同利用施設の補修及び修繕（附帯施設のみの補修及び修繕を含む。）を実施できるものとする。これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ケ 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

コ 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

（ア）担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、

運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

サ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

また、施設の機能回復に伴う、被災した施設の撤去（施設の一部を撤去する場合も含む。）に係る費用を交付対象とする。

なお、共同利用施設の整備にあたり、必要な場合は、建設用地の造成費についても交付対象とする。

シ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ス 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあつては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

セ うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮する



ものとする。

ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

タ 小規模公害防除を目的とした土壌土層改良については、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

(ア) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

(イ) 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(ウ) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

チ 飼料生産に係る取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

ツ 耕種作物を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

（注）農業生産工程管理とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正

確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

テ 稲、麦、大豆等の共同利用施設の整備にあたっては、本要領によるものとするが、本事業の実施計画は、別紙様式 6 号及び別紙様式 7 号により作成するものとする。

## (2) 事業実施主体

ア 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１１）の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）であって、次の要件をすべて満たす団体とする。

（ア）名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

（イ）営利を目的としないものであること。

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

（エ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

（オ）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（カ）構成人数が原則として20人以上の団体であること。

ウ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１１）の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

（ア）中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第３セクターによって構成されているもの。

（イ）卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

エ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１４）の民間事業者は、次の要件を満たすものとする。

地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。

オ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１５）の特認団体は、次のとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の

合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

### (3) 交付率

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定の基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

### (4) 園芸用施設に係る補助対象経費

農業共済への加入が基本である園芸用施設については、受益農家及び事業参加者の農業共済への加入状況にかかわらず、該当補助対象経費は、次の算式により計算するものとする。

補助対象経費＝園芸施設及び附帯施設の整備費用－共済金相当額

上記算式の共済金相当額については、園芸用施設及び附帯施設それぞれについて、次式により計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。

#### (ア) 園芸用施設

共済金相当額＝被害を受けた園芸用施設の標準価格  
×被害を受けた園芸用施設の設置面積  
×被害を受けた園芸用施設の時価現有率（下表）  
×付保割合（0.8）

なお、被害を受けた園芸用施設の標準価格は、ガラスハウスにあつては18,655円/㎡、プラスチックハウス（Ⅳ・Ⅴ類）にあつては7,702円/㎡、その他のハウスにあつては1,800円/㎡とする。

ただし、新たに整備する園芸用施設の設置面積が、営農体系の見直し等により被害を受けた園芸用施設の設置面積を下回る場合にあつては、被害を受けた園芸用施設の設置面積を当該新たに整備する園芸用施設の設置面積に読み替えて算出するものとする。

#### (イ) 附帯施設

共済金相当額＝被害を受けた附帯施設の再取得価額  
×被害を受けた附帯施設の時価現有率（下表）  
×付保割合（0.8）

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

| 経過年数      | ガラスハウス<br>プラスチックハウス<br>(Ⅳ・Ⅴ類) | 左記以外のハ<br>ウス<br>附帯施設 |
|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 1年未満      | 100%                          | 100%                 |
| 1年以上 2年未満 | 95                            | 84                   |
| 2 〃 3 〃   | 90                            | 68                   |
| 3 〃 4 〃   | 85                            | 52                   |
| 4 〃 5 〃   | 80                            | 36                   |
| 5 〃 6 〃   | 75                            | 20                   |
| 6 〃 7 〃   | 70                            | 以下同じ                 |
| 7 〃 8 〃   | 65                            |                      |
| 8 〃 9 〃   | 60                            |                      |
| 9 〃 10 〃  | 55                            |                      |
| 10 〃 11 〃 | 50                            |                      |
| 11 〃 12 〃 | 44                            |                      |
| 12 〃 13 〃 | 38                            |                      |
| 13 〃 14 〃 | 32                            |                      |
| 14 〃 15 〃 | 26                            |                      |
| 15年以上     | 20                            |                      |

ただし、新たに設置する附帯施設の規模が、営農体系の見直し等により被害を受けた附帯施設の規模を下回る場合にあっては、被害を受けた附帯施設の再取得価額を当該新たに整備する附帯設備の取得価額に読み替えて算出するものとする。

(5) 採択要件

ア 実施要領第1の1の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

イ 要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、c 及び d の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。

- a 本事業終了後 5 年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第 23 条第 4 項の農用地の利用の集積を行うこと。
- b 特定農用地利用規程（基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- d 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、b 及び c の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。

- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

#### ウ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて配分対象とすることができるものとする。

| 整備事業の内容 |                                                   | 上限事業費                                                |
|---------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 共同育苗施設  | 水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。                             | 育苗対象面積 1 ヘクタールにつき 900 千円、ただし、100 ha 未満の場合は 1, 600 千円 |
| 乾燥調製施設  | 種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。 | 計画処理量 1 トンにつき 450 千円                                 |

|               |                                                   |                                                                                              |
|---------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 穀類乾燥調製貯蔵施設    | 種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。 | 米にあつては計画処理量 1 トンにつき245千円、ただし、計画処理量 2 千トン未満の場合は315千円<br>麦にあつては計画処理量 1 トンにつき450千円              |
| 農産物処理加工施設     | 茶に限る。                                             | 原料の計画処理量 1 トンにつき1,600千円                                                                      |
| 集出荷貯蔵施設（りんご）  | 選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）<br>建物                       | 計画処理量 1 トンにつき380千円<br>計画処理量 1 トンにつき135千円<br>115千円／m <sup>2</sup>                             |
| 集出荷貯蔵施設（なし）   |                                                   | 計画処理量 1 トンにつき270千円                                                                           |
| 集出荷貯蔵施設（かんきつ） | 選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）<br>建物                       | 計画処理量 1 トンにつき170千円<br>計画処理量 1 トンにつき90千円<br>ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は135千円<br>70千円／m <sup>2</sup> |
| 集出荷貯蔵施設（野菜）   | きゅうり、トマトに限る。                                      | 計画処理量 1 トンにつき270千円                                                                           |
| 地域食材供給施設      | 上限規模は延べ床面積1000m <sup>2</sup> とする。                 | 延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円                                                                  |
| 農作物被害防止施設     | 防霜施設                                              | 6,400千円／ha                                                                                   |
|               | 防風施設                                              | 41,970千円／ha                                                                                  |
| 有機物処理利用施設     | 堆肥等生産施設                                           | 480千円／t                                                                                      |
| 家畜飼養管理施設      | 肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）                               | 24千円／m <sup>2</sup>                                                                          |
|               | 乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）                               | 成牛用36千円／m <sup>2</sup><br>哺育育成牛用23千円／m <sup>2</sup>                                          |
|               | 一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）                               | 45千円／m <sup>2</sup>                                                                          |
|               | 分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）                               | 59千円／m <sup>2</sup>                                                                          |
|               | ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。）                           | 48千円／m <sup>2</sup>                                                                          |
|               | 家畜改良施設                                            | 216千円／m <sup>2</sup>                                                                         |
|               | 畜産新技術に係る施設                                        | 225千円／m <sup>2</sup>                                                                         |
| 畜産物処理加工施設     | 産地食肉センター                                          | 6,000千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭で換算する。以下「肥育豚換算」という。）                                       |
|               | 食鳥処理施設                                            | 200千円×1日当たりの処理能力                                                                             |
|               | 鶏卵処理施設                                            | 100千円×1年当たりの処理能力                                                                             |
| 家畜市場          |                                                   | 5,000千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数                                                                   |
| 家畜排せつ物処理利用施設  | 堆肥舎                                               | 35千円／m <sup>2</sup>                                                                          |

|          |          |                      |
|----------|----------|----------------------|
| 設        | 屋根掛け     | 21千円／m <sup>2</sup>  |
|          | 尿貯留施設    | 30千円／m <sup>3</sup>  |
|          | スラリータンク  | 20千円／m <sup>3</sup>  |
| 飼料作物関連施設 | バンカーサイロ  | 7千円／m <sup>3</sup>   |
|          | 乾草舎      | 45千円／m <sup>2</sup>  |
|          | 飼料調製施設   | 25千円／m <sup>2</sup>  |
|          | 優良種子増殖施設 | 57千円／m <sup>2</sup>  |
|          | 種子貯蔵庫    | 33千円／m <sup>2</sup>  |
|          | 飼料分析指導室  | 203千円／m <sup>2</sup> |
|          | 種子精選機    | 16,560千円／台           |
|          | 脱粒剥皮機    | 2,610千円／台            |
|          | 種子乾燥機    | 18,090千円／台           |
|          | 栄養分析器    | 9,900千円／台            |
|          | ミネラル分析器  | 1,170千円／台            |
|          | 土壌分析器    | 630千円／台              |

(注) 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

エ 実施要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（４）の生産局長等が定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、（６）の耕種作物小規模土地基盤整備のうち土壌土層改良のなお書きにより土壌土層改良（Ⅱの第２の２の（１）のタの地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施するほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

オ 要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第１の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施できるものとする。



(6) 共同利用施設等の基準

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

| 共同利用施設等        | 補助対象基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耕種作物小規模土地基盤整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。</li> <li>・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。</li> </ul> <p>ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の（1）の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。</li> <li>・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。</li> <li>・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の（3）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。</li> <li>・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上のものとする。</li> </ul> <p>なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。</p> |
| ほ場整備           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 園地改良           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 優良品種系統等への改植・高接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施できるものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

- (a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。
- (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成22年7月12日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものとする。
- なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。
- (c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、おい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。
- (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。
- (e) 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。
- (f) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。
- ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。
- (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。
- (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。
- ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。
- (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。
- ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暗きょ施工             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 土壌土層改良            | <p>・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。</p> <p>なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められるほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。</p> <p>また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。</p> <p>・小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。</p> <p>（a）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修</p> <p>（b）かんがい用排水施設の新設又は改修</p> <p>（c）農用地間の地目変換のための事業</p> <p>なお、複数年で事業実施する場合にあつては、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。</p> |
| 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 飼料作物作付条件整備        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 耕作道整備             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 雑用水施設整備           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 飼料生産ほ場整備          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 牧草地及び飼料畑等造成整備     | ・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 排水施設等整備           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 隔障物整備             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 放牧利用条件整備          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耕作・放牧道整備     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 雑用水施設整備      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 隔障物整備        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 放牧地・放牧林地の整備  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 放牧拡大整備       | ・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 野草地整備        | ・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 未利用地活用放牧拡大整備 | <p>・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等</p> <p>・なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。</p> <p>（a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。）<br/>ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、70,000円を上限として交付できる。</p> <p>（b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）<br/>ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。</p> <p>（c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。）<br/>ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。</p> |
| 公共牧場運営基盤整備   | <p>・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのものとする。</p> <p>・要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 耕作・放牧道整備     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 雑用水施設整備      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 隔障物整備        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 放牧地・放牧林地の整備  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 放牧拡大整備                 | ・集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 野草地整備                  | ・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 水田飼料作物作付条件整備           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 排水対策                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 土壌改良・診断                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ほ場区画拡大                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 高収量草種・品種の導入            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 障害物除去                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 耕種作物共同利用施設             | <p>・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>（a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</p> <p>（b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。</p> <p>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。</p> <p>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</p> <p>・次に掲げるものを整備する場合について、既存の動力源を再生可能エネルギーで稼働するものへ一体的に変更することができるものとする。</p> |
| 共同育苗施設                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 床土及び種もみ処理施設            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 播種プラント     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 出芽施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 接ぎ木装置      |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 幼苗活着促進装置   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 緑化及び硬化温室   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 稚蚕共同飼育施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。</li> <li>・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 特定蚕品種供給施設  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 附帯施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 乾燥調製施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物、主要農作物種子及び地域特産物に係る施設とする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> </ul>                                                                              |
| 荷受施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 乾燥施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 調製施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 出荷施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 集排じん設備     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 処理加工施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| 附帯施設       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 穀類乾燥調製貯蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物及び主要農作物種子に係る施設とする。</li> <li>・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設する</li> </ul> |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | こと並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 荷受施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 一時貯留施設    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 乾燥施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 調製施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 貯蔵施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 均質化施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 出荷施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 集排じん設備    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 処理加工施設    | ・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 附帯施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 農産物処理加工施設 | <p>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。</p> <p>・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。</p> <p>また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</p> <p>・地球温暖化対策の取組においては、ナタネ等油糧作物の種子から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。</p> |
| 加工施設      | ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 直売施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に事業実施地区内で生産された農林水産物又は農林水産物加工品（以下「農林水産物等」という。）の販売に必要な施設をいうものとする。</li> <li>・消費者の動向等に対応して、実施要領第1の2の（2）の規定にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする。（当該施設と併せて加工施設、交流施設又は地域食材供給施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。</li> <li>・当該施設における農林水産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物又は農畜産物加工品（以下「農畜産物等」という。）の割合が3分の2以上であることとする。<br/>なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。</li> <li>・農林水産物自動販売機を整備できるものとする。</li> <li>・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。</li> <li>・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。</li> </ul> |
| 交流施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に事業実施地区内で生産された農林水産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。</li> <li>・当該施設を整備する場合は、直売施設の付属施設として直売施設と一体的に整備するものとする。</li> <li>・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。</li> <li>・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 荷受及び貯蔵施設    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 乾燥及び選別・調製施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |



|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 精選及び貯留施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 搬送施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 計量施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 出荷及び包装施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 残さ等処理施設  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 附帯施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 集出荷貯蔵施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</li> <li>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul> |
| 集出荷施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 予冷施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 貯蔵施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選別、調製及び包装施設 | <p>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにＩＤコードや２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 品質向上物流合理化施設 | <p>・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量１トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。</p> <p>・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 穀類広域流通拠点施設  | <p>・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（ａ）品質向上物流合理化施設、（ｂ）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（ｃ）精米施設とする。</p> <p>・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。</p> <p>・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が１００％出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</p> <p>（ａ）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</p> <p>（ｂ）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</p> <p>（ｃ）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</p> <p>（ｄ）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</p> |
| 農産物取引斡旋施設   | <p>・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。</p> <p>（ａ）この施設は、交通の拠点等に設置する２次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>（ｂ）原則として、次の栽培面積の３分の１以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | i 茶……………1,000ヘクタール<br>ii こんにゃく……………600ヘクタール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 青果物流通拠点施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 残さ等処理施設   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 附帯施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 地域食材供給施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に事業実施地区内の農林水産物等を使用した料理を提供する施設をいう。<br/>         なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。</li> <li>・消費者の動向等に対応して、実施要領第1の2の(2)の規定にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする。(当該施設と併せて加工施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする)。</li> <li>・当該施設における農林水産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が3分の2以上であることとする。<br/>         なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。</li> <li>・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。</li> </ul> |
| 産地管理施設    | 産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 分析診断施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。<br/>         なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備でき</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>るものとする。</p> <p>また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 附帯施設         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 用土等供給施設      | ・共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 用土供給施設       | ・共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 土壌機能増進資材製造施設 | ・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 附帯施設         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 農作物被害防止施設    | <p>・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。</p> <p>・事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。</p> <p>ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。</p> <p>なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。</p> <p>そのうち（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。</p> <p>（a）栽培管理作業の共同化<br/>育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。</p> <p>（b）資材の共同購入<br/>肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。</p> <p>（c）共同出荷<br/>出荷に際しては、共同で行うこととする。</p> <p>（d）所有の明確化<br/>当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は</p> |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>登記簿により明らかであること。</p> <p>(e) 管理運営</p> <p>当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 防霜施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul> <p>また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。</p> <p>(a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のは場1枚分断されていること。</p> <p>(b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。</li> </ul> <p>また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。</p> |
| 防風施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul> <p>また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。</p> <p>また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(a) 道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。</p> <p>(b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。</p> <p>さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。</p> <p>また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。</p> |
| 病虫害防除施設   | ・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 土壌浸食防止施設  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 附帯施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 農業廃棄物処理施設 | ・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 農業廃棄物処理施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 農薬廃液処理施設  | ・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 附帯施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 生産技術高度化施設 | <p>・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。</p> <p>・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。</p> <p>なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>者等を、(c) については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。</p> <p>(a) 栽培管理作業の共同化<br/>育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。</p> <p>(b) 資材の共同購入<br/>肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。</p> <p>(c) 共同出荷<br/>出荷に際しては、共同で行うこととする。<br/>当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。</p> <p>(d) 管理運営<br/>当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。</p>                                                                                                 |
| 技術実証施設      | <p>・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 省エネルギーモデル温室 | <p>・施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。</p> <p>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壤消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。</p> <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>                                       |
| 低コスト耐候性ハウス  | <p>・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることが出来る。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとし、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。</p> <p>・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壤消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。</p> <p>・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壤調査及び構造診断</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。</li> <li>・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 高度環境制御栽培施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。</li> <li>・整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。</li> </ul> <p>空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。</li> <li>・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。</li> <li>・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。</li> </ul> <p>特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p> |
| 高度技術導入施設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。</li> <li>・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</p> <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <p>・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</p> <p>・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 栽培管理支援施設   | <p>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</p> <p>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。。</p> <p>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。</p> <p>・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。</p> <p>ii 事業実施主体又はiにより施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。</p> |
| 株分施設       | いぐさに限る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 附帯施設       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 種子種苗生産関連施設 | ・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 種子種苗生産供    | ・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給施設        | 成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 種子種苗処理調製施設 | ・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 種子備蓄施設     | ・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 種子生産高度化施設  | ・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 附帯施設       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 有機物処理・利用施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の製造に必要な施設とする。</li> <li>・最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。</li> <li>・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 堆肥等生産施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。</li> <li>・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</li> <li>・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基</li> </ul> </li> </ul> |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</p> <p>(b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</p> |
| 堆肥流通施設           | <p>・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。</p>                                                                                                  |
| 堆肥発酵熱等利用施設       | <p>・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。</p>                                                                                                                                                         |
| 地域資源肥料化処理施設      | <p>・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。</p>                                                            |
| 附帯施設             |                                                                                                                                                                                                                                            |
| バイオディーゼル燃料製造供給施設 | <p>・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 原料受入施設           | <p>・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 燃料製造施設           | <p>・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。</p>                                                                                                                                  |
| 燃料貯蔵供給施設         | <p>・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 附帯施設             |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 畜産物共同利用施設整備      | <p>・次に掲げるものを整備する場合について、既存の動力源を再生可能エネルギーで稼働するものへ一体的に変更することができるものとする。</p>                                                                                                                                                                    |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 畜産物処理加工施設   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 産地食肉センター    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 の（１）又は（２）の取組により整備する場合には次の i から v に定める要件、1 の（３）の取組により整備する場合には次の i 及び iv に定める要件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。</li> <li>ii 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</li> <li>iii 当該施設を新設する場合にあっては、その１日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果１日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模となること。</li> <li>iv 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則別表第１に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。</li> <li>v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。</li> </ul> </li> <li>・ 1 の（３）の取組により整備する場合、整備できる施設は冷蔵冷凍施設、輸送施設及び検査室に限るものとする。</li> </ul> |
| けい留施設       | ・ 生体検査場所を含むものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| と畜解体・内臓処理施設 | ・ と畜場法（昭和28年法律第114号）第４条第１項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 懸肉施設        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 冷蔵冷凍施設      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 の（１）又は（２）の取組により整備する場合には次の i 及び ii に定める要件、1 の（３）の取組により整備する場合には次の i 及び iii に定める要件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。</li> <li>ii 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね１日当たりのと畜解体処理能力の５日以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。</li> <li>iii と畜処理した牛肉の放射性物質検査の実施に伴い滞留した牛枝肉・部分肉を保管するために必要な冷蔵冷凍施設であって、食品</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 衛生法及びと畜場法施行規則を遵守するために必要な能力を有するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 部分肉加工施設    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 輸送施設       | ・ 1 の（3）の取組により整備する場合には、冷蔵冷凍施設の整備に付随して必要となる施設に限るものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 給排水施設      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 安心安全モデル施設  | ・ 自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 検査室        | ・ 牛肉の放射性物質検査の実施に必要な施設とする。なお、ゲルマニウム半導体検出器等の検査機器は含まないものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| その他の施設・設備  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 副産物等処理施設   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 衛生管理施設     | <p>・ 次の i 又は ii の基準に適合すること。</p> <p>i と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>ii 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p> |
| 環境保全施設     | ・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| T S E 対応施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 食鳥処理施設     | <p>・ 新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。</p> <p>・ 増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。</p>                                                                                                                                                                      |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生体受入施設         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 放血脱羽、中抜き及び冷却施設 | ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 冷蔵冷凍施設         | ・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 食鳥肉加工施設        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 輸送施設           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 給排水施設          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他の施設・設備      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 副産物等処理施設       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 衛生管理施設         | <p>・次の i 又は ii の基準に適合すること。</p> <p>i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。</p> <p>ii 輸出に係る設備であつて、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。</p> |
| 環境保全施設         | ・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 鶏卵処理施設         | ・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 洗卵選別包装室        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 冷蔵庫室           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 冷凍庫室           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 殺菌装置           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 洗浄装置           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 貯蔵タンク   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 洗卵選別機   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 検卵装置    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 粉卵製造装置  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 脱糖装置    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 熱蔵庫室    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | その他の設備  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 畜産物加工施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が行うことを目的とした加工のための施設・設備とする。</li> <li>・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</li> <li>・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。</li> <li>・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。</li> </ul> |
|  | 家畜市場    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に定める要件に適合すること。</li> <li>（a）家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。</li> <li>（b）（a）の家畜市場の再編整備、再配置のための移転等を行う場合にあっては、当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山</li> </ul>                                                                              |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。)以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭(牛換算)以上確保されることが見込まれること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 基本施設     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 環境対策施設   | <p>・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 衛生対策施設   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 機能高度化施設  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 家畜飼養管理施設 | <p>・省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。</p> <p>(a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。)を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。</p> <p>(b) 事業実施地域は、アクションプラン(市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもの)のことをいう。以下同じ。)を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。</p> <p>・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルクングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。</p> <p>(a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有(当該団体が法人でない場合は利用者の共有)に属し、かつ、登記簿(表示の登記を含む。)上この旨が明らかであること。</p> <p>(b) 当該施設に係る管理費(個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。)の徴収が利用度に応じて行われること。</p> <p>・次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。)を2棟以上に分けて整備することができるものとする。</p> <p>(a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面</p> |



積、収容頭数等)は、原則として同一であること。

(b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

(c) 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

- ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。
- ・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a) 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

(b) 規模等

i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

$$\text{面積} = 40\text{m}^2 (\text{共用部分}) + 10\text{m}^2 (\text{管理人1人当たり専用部分}) \times \text{管理人等人数}$$

ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

- ・建造物の構造部分(柱、梁等)の木造化及び内装部分(床、壁、窓枠、戸等)の木質化に積極的に取り組むものとする。
- ・省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行例等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分(柱、梁)について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

省エネルギー型集合式モデル畜舎

- ・事業実施主体が、省エネルギー型の畜舎をモデル的に整備し生産者に貸し付けるものであり、以下の要件を満たすものとする。

(a) 生産者において、省エネルギー型の畜舎の整備と併せて省エネルギーに資する取組を行うこと。

(b) 生産者において、家畜排せつ物の共同処理又は、飲雑用水等の共同利用を図ること。

(c) 畜舎については、原則として、同一の施設用地に整備すること。ただし、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>一定の距離をおいて整備することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの供給に係る設備については対象としないものとする。</li> <li>・貸付けを行う事業実施主体は、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体に限るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 共同利用畜舎 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。以下同じ。</li> <li>・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。</li> <li>・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）対象畜種が、肉用牛又は豚であること。</li> <li>（b）計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。</li> </ul> <p>ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。</p> </li> <li>・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）事業実施主体は協業法人に限る。 <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。</p> </li> <li>（b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</li> </ul> </li> <li>・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</li> <li>（b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、</li> </ul> </li> </ul> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <p>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</p> <p>ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。</p> <p>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</p> <p>・当該施設を牛のは育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のは育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。</p> <p>・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 共同利用フリー<br>ストール牛舎 | <p>・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。</p> <p>・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <p>（a）事業実施主体は協業法人に限る。</p> <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。</p> <p>（b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</p> <p>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <p>（a）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</p> <p>（b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <p>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</p> <p>ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。</p> <p>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</p> <p>・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 共同利用ミルキングパーラー | <p>・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。</p> <p>・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <p>(a) 事業実施主体は協業法人に限る。</p> <p>ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。</p> <p>(b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5 戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。</p> <p>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</p> <p>(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</p> <p>(b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <p>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</p> <p>ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。</p> <p>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</p> <p>・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。</p> |
| 共同利用ウインドレス鶏舎  | <p>・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。</p> <p>・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                 | <p>との間に経営上の上下関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。</li> </ul> <p>(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。</p> <p>(b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。</li> <li>ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。</li> <li>iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。</li> </ul> |
| 放牧利用施設                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 共同利用畜舎と一体的に整備する設備                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。</li> <li>・整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。</li> <li>・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。</li> <li>・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（共同利用ミルキングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の（１）のただし書きの生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。</li> <li>・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応し</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | た増築を含むことができるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 自給飼料関連施設      | <p>・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。</p> <p>(a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。</p> <p>i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。</p> <p>ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。</p> <p>iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。</p> |
| 混合飼料調製・供給施設   | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p> <p>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 混合飼料貯蔵・保管庫    | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p> <p>・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 飼料作物収穫調製貯蔵施設  | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 単味飼料貯蔵施設      | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地域未利用資源調製貯蔵施設 | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 家畜排せつ物処理施設    | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 飼料生産・調製・保管施設  | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 管理棟           | <p>・施設用地の造成整備を含む。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 飼料給与設計用電算施設   | <p>・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 家畜改良増殖関連施設    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| きゅう舎          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 畜舎                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 鶏舎                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 飼料給与施設                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 解体処理施設                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 冷蔵冷凍施設                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 受精卵処理、採卵及び移植室                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 肉質等分析施設                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 人工授精処理施設                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 衛生検査施設                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 能力調査施設                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 隔離検疫豚舎                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 隔離検疫鶏舎                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 畜産新技術実用化施設                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 附帯施設                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 離農跡地・後継者不在経営施設                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。</li> <li>・施設を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（同法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。</li> <li>(b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により</li> </ul> </li> </ul> |

離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。

- (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
- (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。

・事業の対象者

- (a) 新規就農者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びにi、ii及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。
  - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
  - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
  - iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
  - iv 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
- (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。
  - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
  - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
  - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

・交付対象

- (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。

・事業の実施

- (a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあつては5年以上（補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）



|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>(b) 家畜整備については、次のとおりとする。</p> <p>事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。</p> <p>i 乳牛<br/>4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。</p> <p>ii 肉用牛（繁殖牛）<br/>おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。</p> <p>iii 豚（繁殖豚）<br/>生後3カ月以上12カ月以内のものであること。</p> <p>iv その他の家畜<br/>都道府県知事が適当と認めたものであること。</p> <p>(c) 家畜の貸付け期間<br/>家畜の貸付け期間は、原則として、5年以内とする。</p> <p>(d) 助成対象限度額等<br/>要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。</p> <p>なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。</p> <p>(e) 家畜の貸し付け契約<br/>事業実施主体は、家畜の貸し付けに当たっては、貸し付け規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。</p> |
| 畜舎            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 畜舎と一体的に整備する設備 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 家畜排せつ物処理施設    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 簡易ほ場整備        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 家畜整備          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 附帯施設          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 家畜排せつ物利用施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物等の有機物を処理及び利用するために必要な施設とする。</li> <li>・施設整備に当たっては、施設の規模、性能等について受益範囲、利用計画等に照らして適切な施設を整備するものとする。</li> <li>・施設用地の造成整備を含む。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有機物処理・利用施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 堆肥化施設      | ・堆肥化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                            |
| メタン発酵施設    | ・メタン発酵施設は、家畜排せつ物等の有機物を嫌気性発酵により処理する施設及び装置とし、嫌気発酵処理物の二次的な処理に必要な場合については、他の有機物処理、利用等施設を一体的に整備できるものとする。                                                                                                                                                                                                     |
| 焼却施設       | ・焼却施設は、家畜排せつ物等の有機物を焼却により処理・利用する鶏糞ボイラー等の施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 炭化施設       | ・炭化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて炭化物を製造する施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 固形燃料化施設    | ・固形燃料化施設は、家畜排せつ物等の有機物を固形燃料化する施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 液肥化施設      | ・液肥化施設は、スラリー等の液状の有機物を発酵処理等により液肥化する施設及び装置又はスラリー等の液状の有機物を貯留する施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 浄化処理施設     | ・浄化処理施設は、家畜の尿等の汚水进行处理し、浄化する施設及び装置とする。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 周辺施設       | <p>・周辺施設は、有機物処理・利用施設における効率的な有機物の処理、有機物供給源から有機物処理・利用施設への効率的な有機物の供給、有機物処理・利用施設における生産物の安定的な流通利用等を図るために必要な施設であって有機物処理・利用施設と一体的に整備するものとする。</p> <p>・ただし、周辺施設の設置により、既存の有機物処理・利用施設の能力及び機能の向上が見込まれる場合にあっては、既存の有機物処理・利用施設において整備できるものとし、原料保管・調整施設、製品保管・調製施設、有機性資源敷料化施設にあっては必要に応じて有機物処理・利用施設とは別の場所に整備できるものとする。</p> |
| 原料保管・調整施設  | <p>(a) 原料保管、調整施設は、水分調整等の原料保管や固液分離、予備乾燥等により、有機物処理、利用施設の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。</p> <p>(b) 有機物供給元から有機物処理、利用施設への効率的な有機物の供給を図るために必要な場合については、有機物供給元に設置することができるものとする。この場合において、その設置及び管理は、次に掲げる i から iv までに基づき行うものとする。</p> <p>i 有機物処理、利用施設からの距離、有機物の移動量等を総合的に判断し、設置場所、設置数、施設規模等が有機物処理、利</p>              |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>用施設の処理形態と均衡しているものでなければならないものとする。</p> <p>ii 事業実施主体が所有するものでなければならないものとする。</p> <p>iii 事業実施主体は、当該施設の貸付期間、利用料金、保守管理等及び施設機械管理上の規程を定め、この規程に基づき事業参加者に当該施設を貸与することができるものとする。</p> <p>iv 事業実施主体は、当該施設の管理が事業目的に沿って適切に管理運営され、有機物処理、利用施設と一体的かつ有効に利用されるよう事業参加者を指導するものとする。</p> |
| 原料受入・前処理施設 | <p>・原料受入、前処理施設は、生ゴミ等地域の有機性資源を受け入れ、有機物処理、利用施設において家畜排せつ物等と一体的に処理するため、分別、粉碎等を行う施設及び装置とする。</p>                                                                                                                                                                       |
| 製品保管・調整施設  | <p>(a) 製品保管、調整施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の利用及び出荷までの一時的な保管、利用及び出荷形態に合わせた加工、梱包、成分調整等を行う施設及び装置とする。</p> <p>(b) 当該施設は、有機物処理、利用施設とは別に施設利用面における利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については原料保管・調整施設の (b) の i から iv までに準じて行うものとする。</p>                             |
| 有機性資源敷料化施設 | <p>(a) 有機性資源敷料化施設は、木材くず、廃材、剪定枝、モミガラ等を粉碎し、畜舎の敷料及び有機物処理、利用施設において水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。</p> <p>(b) 当該施設は、材料及び生産された敷料等を一時保管するために必要な施設を一体的に整備し、利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については、原料保管・調整施設の (b) の i から iv までに準じて行うものとする。</p>                  |
| 堆肥流通促進施設   | <p>(a) 堆肥流通促進施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の大型たい肥バッグ等による広域流通の促進を図るための施設、装置及び付属品とする。</p> <p>(b) なお、大型堆肥バッグの導入に当たっては、流通、保管等の段階において、導入された大型堆肥バッグの所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をするものとする。</p>                                                                       |
| 脱臭施設       | <p>・脱臭施設は、有機物処理、利用施設における有機物の処理の過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置であり、有機物処理、利用施設に設置するものとする。</p> <p>・低環境負荷型施設</p> <p>・低環境負荷型施設は、以下の i または ii のいずれかとする。</p> <p>i 堆肥敷料利用施設</p> <p>有機物処理、利用施設において生産された堆肥を畜舎の敷料等</p>                                                           |

|           |                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>として利用するために必要な施設及び装置とする。</p> <p>ii 浄化处理水リサイクル利用施設</p> <p>浄化处理施設から排出される処理水を畜舎の洗浄水等として再利用するために必要な施設及び装置とする。</p> |
| エネルギー供給施設 | <p>・エネルギー供給施設は、有機物処理・利用施設のメタン発酵施設、償却施設、炭化施設、固形燃料化施設において有機物の処理過程で発生するガス、熱若しくは燃料を活用して発電又は熱供給を行う施設及び装置とする。</p>     |

### 第3 整備事業Ⅱ（要綱別表のⅠのメニュー欄の2の（5））

乳業施設整備事業の実施に当たっては、以下に定めるところにより実施するものとする。

この事業における乳業工場とは、牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条に規定する牛乳、加工乳、乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場とし、この事業における乳業者とは、酪肉振興法第2条第2項に規定する事業を行う者とする。

また、大手乳業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の定義に該当しない乳業者及び当該乳業者からの出資が全出資額の過半数を超える乳業者とする。

#### 1 事業の内容

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の（5）の乳業施設については、東日本大震災で被災した地域の乳業工場の機能の復旧に係る次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。

##### （1）効率的乳業施設整備

ア 乳業工場の施設等の新設、増設又は改修（設備の移設を含む。以下「新設等」という。）。

イ アと一体的に行う災害への対応、環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備（以下「災害対応等整備」という。）。

ウ アの事業と一体的に行う乳業工場の廃棄、廃業する工場の従業員の合理化等。

##### （2）集送乳合理化等推進整備

###### ア 大型貯乳施設整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「貯乳施設等」という。）を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「大型貯乳施設等」という。）の整備。

###### イ 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備（以下「需給調整拠点施設等」という。）の整備。

#### 2 実施基準

##### I 都道府県における基準

（1）事業実施計画は、関係者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。

（2）事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又

は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

- (3) 交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- (5) 事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- (6) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (7) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。
- (8) 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- (9) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (10) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。
- (11) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

## II 事業実施主体における基準

事業実施主体は、事業実施に当たっては以下の条件により実施するものとする。

### (1) 効率的乳業施設整備

#### ア 乳業工場の施設整備

補助対象となる新工場は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要なイに掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産（以下「中古資産」という。）については、当該中古資産の取得からその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に基づき、5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができものとする。

#### イ 効率的乳業施設整備及び集送乳合理化推進整備の補助対象となる施設等

(ア) 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な設備

(イ) 上屋

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

(ウ) その他

機械器具設備及び上屋に係る設計費及び諸経費

ウ 効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

(ア) 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄（新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含むものとする。以下同じ。）を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次のa、b又はcに掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

a 県域を超えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準（当該再編により新增設する工場の所在する地域ブロックの生乳処理量が日量2 t以上の工場1工場当たりの平均生乳処理量（t／日））を超える新工場を整備する場合

b 事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場（以下「学乳2割工場」という。）が2又は学乳2割工場1と都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね3割以上の乳業工場（以下「学乳3割工場」という。）1が含まれる場合

c 事業実施計画に東日本大震災の影響により、廃業した又は廃業を予定する乳業者の乳業工場を含む場合

(イ) (ア) により廃棄する乳業工場の生乳処理能力について、飲用乳処理施設にあっては岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在する施設を除き、原則として日量2トン以上、乳製品製造施設にあってはおおむね日量20トン以上の規模のものに限る。

ただし、大手乳業者が実施する場合は、飲用乳処理施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものを含むものとし、乳製品製造施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。

合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた

乳業工場とするものとする。

エ 新工場の条件

- (ア) 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。
- (イ) 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量（直近の過去3年の平均値。以下同じ。）の合計数量（以下「廃止工場合計数量」という。）を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。
- (ウ) 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合（牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。）であって、当該新工場の施設又は設備の設置にあたり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分出来ないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。
- (エ) 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は補助対象外とする。

（オ）新工場の衛生管理手法は、HACCP方式（食品衛生法（昭和22年法律第233号）13条第1項に規定する総合衛生管理製造過程）の承認を受けるものとする。

オ 乳業工場の生乳処理能力

エの（ア）及び（イ）における乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機的能力（牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。）とし、乳製品製造施設にあっては、バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（12.34、6.48）及びそれぞれに10時間又は20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。また、チーズの製造設備の場合は、同設備における過去3年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（12.65）又は5年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とし、練乳の専用製造設備の場合は、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（2.66）及び20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とし、加算する。

カ 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設



することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。ただし、(1)の事業の廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

キ 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件

(ア) 乳業工場の廃棄

補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる a 及び b に該当する乳業工場とする。

- a 効率的乳業施設整備の実施と併せて廃棄する工場及び施設であること。
- b 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として22年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、再編実行計画の廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。

また、生乳処理能力がおおむね日量2トン以上の規模であり、かつ、原則として過去3年間の年間平均生乳処理量が360トン以上であること。

ただし、乳業工場の増設、改修による乳業工場にへ再編する場合に限り、生乳処理能力が日量2トン以下の場合であっても、(a)又は(b)に該当する場合はこの限りではないものとする。

- (a) 学校給食用牛乳の供給事業者が所有している乳業工場であって、学乳3割工場であること。
- (b) 東日本大震災の影響により、廃業した又は廃業を予定（製造ラインの廃止による一部廃止を含む）している乳業者の乳業工場であること。
- c 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

(イ) 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

- a 補助対象は、別紙に掲げる乳業工場の設備（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備について同表の耐用年数の欄に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第

2号ロに規定する旧定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該設備の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。耐用年数を超えている設備並びに東日本大震災によりその価値を失った施設及び設備は対象としない。

- b 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場においてaの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、aの要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (a) aの設備又はbの設備(以下「対象設備」という。)を取得した営業年度(当該廃棄に係る乳業工場(以下「廃棄工場」という。)の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- (b) 当該廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

$\alpha$  : 減価償却額

$\beta$  : 当該廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

$\gamma$  : 当該廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

- (c) 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。
- (d) 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財

産相当額については、補助対象とはしない。

- (e) 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a 及び b 並びに (a) から (d) までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

- d 対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編実行計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに設備を売却した場合であって、当該設備に係る対価が (a) 及び (b) の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

#### ク 乳業工場の廃棄に伴う従業員の合理化対策の実施に関する条件

補助対象は、廃棄工場の正規の従業員（以下「正職員」という。）の離職等に係る勧奨退職手当とする。ただし、次に掲げる勧奨退職手当については補助対象としない。

- (ア) 当該廃棄工場の役員、嘱託職員及び臨時職員等の離職等に係るもの
- (イ) 当該廃棄工場の正職員であって乳業工場の廃棄と併せて整備される乳業工場に離職等から 1 年以内に雇用されることが確実と見込まれる者の離職等に係るもの
- (ウ) 廃棄施設に、関連企業から出向している者の離職等に係るもの

#### ケ 廃止工場対策と効率的乳業施設整備の関係

乳業工場の廃棄については、必ず施設整備と併せて実施するものとし、当該廃棄を新設等により整備した工場（以下「新工場」という。）の稼働後に実施する場合にあっては、原則として新工場の稼働後 6 か月以内に着手するものとする。

#### コ 費用対効果分析の実施

施設を整備するにあたり、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

### (2) 集送乳合理化等推進整備

#### ア 大型貯乳施設整備

##### (ア) 大型貯乳施設等の整備

- a 補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な (1) のイに掲げる施設等とする。ただし、中古資産については、財務省令第 3 条に基づき、5 年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象外とする。

- b 整備する大型貯乳施設等は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を行う場合には1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。
- c 整備する大型貯乳施設等の生乳の貯乳能力が、概ね日量100トン以上の施設等であること。
- d 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- e 整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

(イ) 貯乳施設等の廃棄

- a 補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設として稼働しているもの又は22年度において貯乳施設として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。
- b 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができる。
- c 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施主体がその管轄する地域の貯乳施設等の再編計画（以下「貯乳施設等再編計画」という。）を決定した日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費を含めることができるものとする。

(ウ) 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

（1）のキの（イ）のaからdまでの規定を準用する。この場合、「乳業工場」とあるのは「貯乳施設等」と、「設備」とあるのは「施設又は設備」と、「定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）」とあるのは「、施設にあっては定額法（所得税法施行令第120条第1項第1号イの（1）及び同施行令同条同項同号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第1号イの（1）及び同施行令同条同項同号ロに規定する定額法をいう。）により、設備にあっては定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）」と、「廃棄工場」とあるのは「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」とあるのは「生乳の貯乳」と読み替えるものとする。

(エ) 整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係

大型貯乳施設等を整備する場合、必ずしも既存の貯乳施設等の廃棄を

同じ年度に併せて実施する必要はないものとする。ただし、当該廃棄を整備した大型貯乳施設等の稼働後に実施する場合、当該稼働後 6 か月以内に着手するものとする。

#### イ 需給調整拠点施設整備

- (ア) 補助対象となる需給調整拠点施設等は (1) のイに掲げる施設等とする。
- (イ) 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることにかんがみ、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。
- (ウ) 補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品（畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第2項に規定する指定乳製品及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和40年政令第338号）第1条に規定する乳製品をいう。）の製造施設又は設備であること。

### 3 事業実施主体

整備事業に係る要綱別表のⅠの2の(5)の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める食品事業者が満たすべき要件は次に掲げるものとする。

- (1) 複数の乳業者が合併した場合における、当該合併後の法人（契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。以下同じ。以下「合併後法人」という。）
- (2) 複数の乳業者が出資し、法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体を設立した場合における、当該設立後の法人若しくは団体又はこれらに出資した乳業者
- (3) 複数の乳業者が乳業工場の再編と併せた生乳の処理又は加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う場合における、当該契約を締結した乳業者
- (4) 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者

### 4 交付率

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次のとおりとする。

| メニュー    | 交付金の対象となる経費 | 交付率 |
|---------|-------------|-----|
| 1 効率的乳業 |             |     |

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>施設整備</p> <p>(1) 効率的乳業施設整備</p> <p>(2) 廃止工場対策</p> | <p>①事業実施主体が乳業工場の施設等を新設等を行うのに要する経費</p> <p>②事業実施主体が1の乳業工場の施設等の整備と併せて行う災害、環境・衛生等に対応するための整備を行うのに要する経費</p> <p>(1)に伴い乳業工場を廃棄する場合に限り、次に掲げる①及び②に要する経費</p> <p>①乳業工場の廃棄</p> <p>②乳業工場の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備及び残余財産相当額の補填</p> <p>③廃業に伴う従業員の合理化に要する経費</p> | <p>1地区あたりの交付金の合計額は18億円を上限とする。</p> <p>乳業工場に対する①から②までの交付金の合計額は、6千万円を上限とする。</p> <p>ただし、県域を超えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編における本事業の実施にあつては、7千万円を上限とする。</p> <p>3分の1以内</p> <p>3分の1以内</p> <p>3分の1以内</p> <p>ただし、1人あたりの交付金額は1百万円を上限とする。</p> |
| <p>2 集送乳合理化等推進整備</p> <p>(1) 大型貯乳施設整備事業</p>         | <p>①大型貯乳施設の整備</p>                                                                                                                                                                                                                            | <p>2分の1以内</p>                                                                                                                                                                                                          |

|                      |                                          |           |
|----------------------|------------------------------------------|-----------|
| (2) 需給調整拠点<br>施設整備事業 | ②貯乳施設の廃棄                                 | 3 分の 1 以内 |
|                      | ③貯乳施設の設備のうち、未償却のものの廃棄に係る当該設備及び残余財産相当額の補填 | 3 分の 1 以内 |
|                      | 需給調整拠点施設等の整備                             | 2 分の 1 以内 |

## 5 事業実施計画の作成等

要綱第 4 の 1 の事業実施計画及び要綱第 4 の 2 の都道府県事業実施計画の作成に当たっての留意事項は、次のとおりとし、別紙様式 8 号により作成するものとする。

| 事 項                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。                     |
| 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。                                         |
| 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。                         |
| 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。 |
| 5 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。          |
| 6 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。                                       |
| 7 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。                                 |

|    |                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 附帯施設について、不要なものがないこと。                                                                                                                                                                                                |
| 9  | 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。                                                                                                                                         |
| 10 | 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）                                                                                                                     |
| 11 | 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。                                                                                                                                                                          |
| 12 | 被害防止施設、処理加工施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。                                                                                                                                                               |
| 13 | 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。                                                                                                                                                      |
| 14 | 施行方法の選択が適切にされていること。                                                                                                                                                                                                 |
| 15 | 入札の方法に関する知識を有していること。                                                                                                                                                                                                |
| 16 | 地元関係者との合意形成が図られていること。                                                                                                                                                                                               |
| 17 | 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において作成された酪振法第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「酪肉近計画」という）等との整合が図られていること。                                                                                                                         |
| 18 | 地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業を行おうとする場合には、事業計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」（平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知）に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条に基づき指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定団体」という）が策定した「集送乳の合理化に係る推進計画（以下「推進計画」という。）」に即しているものであること。 |
| 19 | その他法律に定める基準等が満たされていること。                                                                                                                                                                                             |



## 6 事業により整備した施設の管理運営

事業実施主体は、管理運営規程を定めることにより、本事業によって整備された施等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

## 7 事業評価

- (1) 要綱第8の事業評価の結果、成果目標の達成状況が低調である場合は、事業実施体は、都道府県の指導の下、その要因、施設の利用計画の見直し等目標達成に向け方策を記載した改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、成果目標の達成状況が低調である場合とは、成果目標の達成率が70%未満あるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該画を地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式2号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第8の事業評価及び報告を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(2)により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道県に対し指導及び助言を行うものとする。

(別紙)

廃棄に係る乳業工場等の設備の残余財産相当額の補てんの補助対象となる施設等については次のとおりとする。

| 未償却のものの廃棄に係る残余財産の補てんの対象となる施設及び設備 |                                                                                                      | 耐用年数                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳業工場                             | 受乳設備、計量設備、保管・貯蔵設備、製造設備、搬送設備、洗浄設備、電気・動力設備、配管設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備                          | 10年                                                                                                                                                                   |
|                                  | 試験機器類                                                                                                | 5年                                                                                                                                                                    |
| 流通施設                             | 冷凍・冷蔵設備、計量設備、保管・貯蔵設備、搬送設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換気・空調設備、衛生設備、防災設備、自動開閉設備、放送設備、可動間仕切り、焼却炉 | 10年                                                                                                                                                                   |
|                                  | 通信機器、事務機器、看板・公告器具                                                                                    | 5年                                                                                                                                                                    |
| 営業施設                             | 冷凍・冷蔵設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換気・空調設備、防災設備、衛生設備、自動開閉設備、放送設備、可動間仕切り、焼却炉、金庫                | 10年                                                                                                                                                                   |
|                                  | 家具・応接設備、厨房設備、通信機器、事務機器、看板・公告器具                                                                       | 5年                                                                                                                                                                    |
| 貯乳施設                             | 建築物（機械器具設備を覆うために必要なもの）、制御棟（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）                                                 | 鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造り<br>38年<br>れんが、石又はブロック造り<br>31年<br>金属造り<br>骨格材の肉厚が4mm超<br>31年<br>骨格材の肉厚が3mm超4mm以下<br>24年<br>骨格材の肉厚が3mm以下<br>17年<br>木造<br>15年<br>木骨モルタル造り<br>14年 |
|                                  | 受乳設備、計量設備、貯乳設備、搬送設備、冷却設備、洗浄設備、電気・動力設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備                                  | 10年                                                                                                                                                                   |
|                                  | 試験機器類                                                                                                | 5年                                                                                                                                                                    |

## 第4 整備事業Ⅲ（要綱別表のⅠのメニュー欄の2の（6））

鳥獣被害防止施設の整備に当たっては、以下に定めるところにより実施するものとする。

### 1 事業の内容

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の（6）の鳥獣被害防止施設については、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。

#### （1）鳥獣被害防止施設

地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

#### （2）処理加工施設

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設（捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

### 2 実施基準

（1）事業実施計画は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。

（2）事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

（3）交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（4）既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

① 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合

体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。

② 古品古材の利用については、次によるものとする。

ア 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

ウ 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(6) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

① 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

② 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

(7) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(8) 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(9) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(10) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。

(11) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。

(12) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(13) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。

なお、鳥獣被害防止施設等その運営に伴い収支を伴わない施設等は、この限りでない。

- (14) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (15) 施設の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するものとする。

### 3 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

### 4 地域主体の鳥獣被害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条に基づく被害防止計画の作成に努めるものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

### 5 事業実施主体

- (1) 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の生産局長等が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又はその構成員（試験研究機関を除く。）であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
- (2) (1)において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域とするものとする。

### 6 交付率

要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域にあっては20分の11とする。
- ア 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
  - イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）
  - ウ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - エ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) (1)に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その侵入防止柵1m当たりの上限単価（消費税込み）は、次に掲げるとおりとする。

| 獣 種 等         | 柵 の 種 類    | 上限単価（円／m） |
|---------------|------------|-----------|
| 獣種共通          | 電気柵（1段当たり） | 1 3 0     |
| イノシシ          | 金網柵        | 1 , 6 0 0 |
| シカ（イノシシ用を兼ねる） | 金網柵        | 2 , 3 0 0 |

注1：金網柵には、ワイヤーメッシュタイプのものを含む。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限価とする。

ただし、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

## 7 事業実施計画の作成等

要綱第4の1の事業実施計画及び要綱第4の2の都道府県事業実施計画の作成に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

| 事 項 |
|-----|
|     |

|    |                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。                             |
| 2  | 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。                                                 |
| 3  | 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。                                 |
| 4  | 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。         |
| 5  | 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。                        |
| 6  | 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。                    |
| 7  | 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。                                               |
| 8  | 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。                                         |
| 9  | 附帯施設について、不要なものがないこと。                                                        |
| 10 | 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。                                            |
| 11 | 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。                                       |
| 12 | 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。 |
| 13 | 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。                           |
| 14 | 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、           |

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)                                    |
| 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。                     |
| 16 被害防止施設、処理加工施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。          |
| 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。  |
| 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。     |
| 19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。 |
| 20 施行方法の選択が適切にされていること。                                            |
| 21 入札の方法に関する知識を有していること。                                           |
| 22 地元関係者との合意形成が図られていること。                                          |
| 23 その他法律に定める基準等が満たされていること。                                        |

## 8 事業の施行

農家・地域住民参加型の直営施行を行う場合は、「農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型の直営施工について」（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

## 9 事業により整備した施設の管理運営

事業実施主体が定める管理規程又は利用規程には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品衛生法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令の遵守に関する事項のうち、施設の種別に応じ必要な項目を明記するものとする。



## 10 事業評価

- (1) 要綱第8の事業評価の結果、成果目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、都道府県の指導の下、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに都道府県知事に報告するものとする。

なお、成果目標の達成状況が低調である場合とは、成果目標の達成率が70%未満であるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式2号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第8の事業評価及び報告を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(2)により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

### Ⅲ 経営力の強化に向けた取組

#### 第1 意欲ある多様な経営体の育成・確保

##### 1 高生産性農業用機械施設の導入

###### (1) 取組の実施基準

- ア 交付の対象となる整備内容等は、成果目標の達成に寄与すると認められた農業用機械施設及びその附帯施設とする。なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産省事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- イ 交付の対象となる機械等は、事業費が50万円以上であり、かつ、必要最小限のものとする。
- ウ 個々の機械等の整備については、単年度で完了することを原則とする。
- エ 事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致するものとする。
- オ 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- カ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。
- キ 交付の対象とする機械等は、耐用年数がおおむね5年以上のもの（中古農業機械である場合には、2年以上のもの。）とする。
- ク 個人使用及び目的外使用のおそれの多い機械等は、交付の対象としないものとする。
- ケ 機械等の導入に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意するものとする。
- コ 交付の対象となる機械等について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該機械等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。
  - (ア) 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）又は農業法人であること。
  - (イ) 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとすること。
    - a 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として市町村長が認める者をいう。）であること。
    - b 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
      - (a) 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって、新たに営農を開始しようとする新規就農者
      - (b) 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
      - (c) 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

- (ウ) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (エ) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- (オ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- (カ) 利用者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長に報告するとともに、報告を受けた市町村長は速やかに都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

- (キ) 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

- コ 交付の対象となる機械等の附帯としての育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は交付の対象としないものとする。

## (2) 事業実施主体

要綱別表のⅡの事業実施主体欄に規定する「農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

ア 農事組合法人

イ 農事組合法人以外の農業生産法人

ウ 特定農業法人及び特定農業団体

エ 農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）

オ 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

## (3) 成果目標

本事業の成果目標は、下表のとおりとする。

| 成 果 目 標      |                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 目標項目         | 目 標 水 準                                                        |
| (1) 農業の6次産業化 | 農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する経営体数 |
| (2) 経営面積の拡大  | 経営面積が現状より拡大する目標である経営体数                                         |

|                 |                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| (3) 耕作放棄地の解消    | 過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模の拡大を行う経営体数 |
| (4) 農業経営の法人化    | 目標年度までに法人化する計画を有している経営体数                              |
| (5) 新規作物の導入     | 新たな作物等の導入に取り組む経営体の増加数                                 |
| (6) 農産物の品質向上    | 栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む経営体の増加数                   |
| (7) 生産コストの縮減    | 栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む経営体の増加数                   |
| (8) 集落営農組織の育成   | 集落営農組織（規約及び代表者の定めがあり、目標年度までに農産物の共同販売経理を行う組織）の増加数      |
| (9) 新規就農者の育成・確保 | 新規就農者の増加数                                             |
| (10) 雇用者の確保     | 雇用者の受入れの増加数                                           |

#### (4) 実施手続

本事業を実施しようとする市町村長は、あらかじめ別紙様式1号別添2の高生産性農業用機械施設整備計画書（以下「地区計画書」という。）を作成するものとする。なお、地区計画書の作成に当たっては、事業実施主体、関係機関等との調整を行い、十分な合意形成を図るものとする。

#### (5) 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

ア 要綱第1の趣旨に即したものであり、かつ、成果目標のいずれか又は全てが増加するものであること。

イ 事業実施主体について、原則として、成果目標のうち1つ以上の項目について計画承認年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

ウ 成果目標が事業実施主体の取組に関連するものであること。

エ 利用計画に基づく機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

オ 機械等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。なお、受益者数及び受益地域の範囲については、原則として市町村内であること。

カ 機械等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

キ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画並びに維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

ク 受益地内の農業者をはじめとする関係者の合意形成が図られていると見込まれるものであること。

(6) 計画書の変更

要綱第4の5に該当しない変更については、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事はこれらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(7) 事業実施状況の報告等

ア 要領第4の事業実施状況は、都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式第2号別添2）により行うものとする。

イ 要綱第7の2の点検を行う都道府県知事は、成果目標の立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じて、市町村に対して適切な指導を行うものとする。

(8) 事業の評価

ア 要領第5の評価報告は、都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式第2号別添2）により行うものとする。

イ 機械等の利用状況等が低調な場合の措置

（ア）都道府県知事は、共同利用施設の利用計画に対する利用状況等について、利用計画に対する利用状況が70%未満が3ヶ年継続している場合にあっては、計画主体及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、計画主体及び事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

(9) フォローアップ

市町村長は、地区計画書に位置付けられた事業実施主体の経営状況の把握に努め、事業実施主体の復興に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

2 経営構造対策関係施設等の改修及び整備

(1) 実施目的

本事業は、経営構造対策事業等により整備した経営構造対策関係施設等（以下のアからケまでの要綱・要領及びこれらに関連する事業により整備した施設等をいう。）であって、東日本大震災により被災したもの（以下「被災施設等」という。）の改修及び整備等を行うことにより、被災地域における農業生産の復旧等を図るものとする。

ア 農業構造改善事業促進対策実施要領（昭和37年5月25日付け37振A第3261号農林事務次官通達）

イ 第2次農業構造改善事業促進対策要綱（昭和44年9月1日付け44農政第4355号農林水産事務次官通達）

ウ 新農業構造改善事業促進対策要綱（昭和53年6月30日付け53構改B第1196号農林事務次官依命通達）

エ 新農業構造改善事業促進対策（後期対策）要綱（昭和58年5月20日付け58構改B第755号農林水産事務次官依命通達）

オ 農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱（平成2年6月7日付け2構改B第558号農林水産事務次官依命通達）

カ 地域農業基盤確立農業構造改善促進対策要綱（平成7年2月9日付け7構改B第89号農林水産事務次官依命通達）

キ 農業経営総合対策実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知）

ク 強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第2の（2）の経営力の強化のうち経営構造対策

ケ 経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のオの共同利用施設補助事業

## （2）事業内容

本事業の内容は、被災施設等の改修及び整備等（原則として原形に復旧するものをいい、原形への復旧が著しく困難又は不適当な場合にあっては、原形への復旧に変わる改修及び整備並びに被災した施設等の全部又は一部の撤去を含む。以下同じ）とする。

## （3）対象施設等

本事業の対象とする施設等（以下「対象施設等」という。）は東日本大震災による被災施設等（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）により助成の対象となる施設及び処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）を経過した施設を除く。）であって、都道府県知事が本事業の実施による改修及び整備等を要すると認めたものとする。

## （4）事業実施主体

要綱別表のⅡの事業実施主体欄に規定する「その他生産局長等が別に定める者」とは、対象施設等の所有者とする。

## （5）事業計画の作成等

事業計画は、原則として事業実施主体が所属する市町村が作成又は変更することとし、その作成等に当たっては、事業実施主体及び関係機関との連携を十分図ることとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は農業者等が組織する団体等が事業計画の作成等を行うことができるものとする。

## （6）採択要件

要綱別表Ⅱの1の採択要件の欄の「生産局長等が別に定める要件」は、原形への復旧が著しく困難又は不適当な場合における原形への復旧に変わる改修及び整備について以下のとおり定める。

ア 利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

イ 施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。

ウ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別紙2に定め

るところにより算出した投資効率が1.0以上となっていること。

エ 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

オ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画並びに維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

#### (7) 計画書の変更

要綱第4の5に該当しない変更については、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事はこれらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

#### (8) 事業実施状況の報告等

要領第4の事業実施状況は、都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式第2号別添3）により行うものとする。

## 第2 新規就農者の育成・確保

要綱別表のⅡのメニューの欄の「新規就農者の育成・確保」については、次に掲げることにより留意の上、実施するものとする。

### 1 整備事業

研修教育基幹施設整備

#### (1) 実施方針

次代の農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、東日本大震災で被災した農業に関する研修教育の実施に必要な研修教育施設の機能の復旧及びこれに伴う施設の整備を行うものとする。これらの場合、耐震補強工事も併せて実施できるものとする。また、施設の機能回復を伴う、被災した施設の撤去（施設の一部を撤去する場合も含む。）に係る費用も交付対象とする。

#### (2) 事業の内容等

ア 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」については、農業に関する技術や知識についての講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるものとする。

- (ア) 長期研修施設
- (イ) 短期研修施設
- (ウ) 長期宿泊施設
- (エ) 短期宿泊施設
- (オ) 情報処理・提供施設
- (カ) 農業機械演習施設

イ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業生産実習、食品加工実習等施設」については、実践研修に必要な施設で、次に掲げるものとする。

- (ア) 現地実習教室
- (イ) 農産関連施設
- (ウ) 園芸関連施設
- (エ) 畜産関連施設
- (オ) 農産加工関連施設
- (カ) 農産物流通・品質評価関連施設
- (キ) 生産実習ほ場

ウ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術・環境保全型農業研修施設」については、新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。

- (ア) 生物工学関連施設
- (イ) 特殊温室
- (ウ) 環境保全型農業実習ほ場
- (エ) 環境保全型農業技術実習施設

エ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「離職者職業訓練用研修施設」については、離職者等を対象とした農業に関する能力開発・技術習得等職業訓練を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。

- (ア) 職業訓練講習施設
- (イ) 職業訓練実習ほ場
- (ウ) 職業訓練実習施設

オ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設機材」については、新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次に掲げるものとする。

- (ア) 調査研究施設
- (イ) 実験施設
- (ウ) 調査研究・実験用機材

### (3) 事業実施主体

ア 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、次に掲げる団体とする。

- (ア) 農事組合法人
- (イ) 農事組合法人以外の農業生産法人
- (ウ) 農業研修教育を共同して行う団体

なお、農業研修教育を共同して行う団体については、農家3戸以上が構成員であること。

イ 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」については、要綱別表のⅡのメニュー欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」に限って実施することができるものとする。その場合であっても、1の(2)のアの(オ)及び(カ)は実施できないものとする。

### (4) 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

ア 都道府県知事が東日本大震災により被災した施設の機能の復旧に必要なものと認めるものであること。

イ 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設機材」の実施に当たっては、研究、普及及び研修教育の各機関の連携・協力が推進されるよう配慮するとともに、施設を活用した調査研究の実施に当たっては、技術の効率的な組立・実証を行い、普及の機関から農業者への速やかな技術移転が行われるよう配慮するものとする。

ウ 施設の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

エ 研修指導計画を定め、それに基づいて研修教育活動を実施すること。

### (5) 留意事項



- ア 農業用機械は交付の対象としないものとする。
- イ 交付の対象となる施設については、整理合理化通知を適用しないものとする。
- ウ 施設を活用した研修教育の実施に当たっては、担い手育成に資するよう、効果的な運用に努めるものとする。
- エ 事業実施計画については、地域内の農業者、関係者の理解を得られていると認められるものであること。
- オ 農業者等の組織する団体が事業実施主体の場合には、経常的に研修事業に取り組み、施設利用者の過半を研修生が占めることとする。
- カ 事業実施計画の作成及びその審査等に当たっては、次に掲げる事項等について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとする。

(ア) 整備を予定している施設の利用計画が定められており、利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であるか。

また、施設の耐用年数の期間にわたる十分な利用が見込まれるか。

(イ) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるか。

キ その他施設の整備に当たっての実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 個々の施設等の整備については、単年度で完了することとする。

(イ) 施設等の整備に係る事業費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。また、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はそのうち資材費のみを交付の対象とすることが出来るものとする。

#### (6) 事業実施状況の報告に基づく指導等

ア 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、施設の利用状況等が低調な場合には、以下の措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(ア) 施設の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が2カ年継続している場合にあっては、事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

a 年間の施設利用率が70%未満

b 年間の施設利用者に占める研修生の割合が50%未満

(イ) (ア)により改善計画の達成状況を把握した結果、(ア)のa及びbについて改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、事業実施主体に対して施設の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、事業事務取扱通知第6の3に基づき、適切な措置を講じるものとする。

イ 地方農政局長等は、要綱第7の3により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言を行うものとする。

## IV 再生可能エネルギーの活用に向けた取組

### 1 事業の実施方針

事業実施主体は、東日本大震災により被害を受けた再生可能エネルギー供給施設を成果目標に即して復旧するものとする。

### 2 取組の概要

要綱別表のⅢの取組の事業については、次に掲げるものとし、施設の規模、性能等が目標達成のための施設として適切なものとする。

#### (1) 再生可能エネルギー供給施設の新設、改修・補修

東日本大震災で被災した再生可能エネルギー供給施設の機能復旧及びこれに伴う新設、改修・補修の実施。なお、再生可能エネルギー供給施設とは以下に掲げるものとする。

##### (ア) バイオマス変換施設

メタン発酵、エタノール発酵、ガス化、炭化、エステル化などにより国産のバイオマスをエネルギーに変換するために必要な施設（以下「バイオマス変換施設」という。）及びこれら施設の附帯施設（原料貯蔵庫、建屋等）。

##### (イ) 自然エネルギー利用施設

農山漁村に賦存する太陽光、水力、風力、地熱、雪氷熱等の自然エネルギーを利用し、電気や熱を生産する施設（以下「自然エネルギー利用施設」という。）及びこれら施設の附帯施設（変電施設、建屋等）。

#### (2) 再生可能エネルギー供給施設の撤去

(1) の事業の実施に伴う既存施設の撤去の実施。

### 3 事業実施主体

要綱別表のⅢの事業実施主体の(10)の「生産局長等が別に定める団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

要綱別表のⅢの事業実施主体の(16)の「生産局長等が別に定める地域協議会」とは、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

#### (1) 代表者が定められていること。

(2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理、使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という）その他の規約が定められていること。

(3) 地域協議会規約その他の規定において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 4 採択要件

要綱別表のⅢの「生産局長等が別に定める要件」とは、次に掲げる事項とする。

(1) 事業実施主体が事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有していること。

(2) 事業実施箇所等における周辺の住民や環境への配慮が検討されていること、又は検討することが確実と見込まれること。

(3) 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、バイオマス原料の確保など、当該計画が確実に実行されると認められるものである

こと。

- (4) 自然エネルギー利用施設の整備については、農林水産業に関連する施設に電気、熱を供給する取組であること。
- (5) 太陽光発電については、設置する太陽光パネルの規模が10kW以上であること。
- (6) 都道府県知事が、東日本大震災により被災した再生可能エネルギー施設の機能の復旧に必要なものと認めたものであること。

## 5 交付対象等

- (1) 交付対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。
- (2) 助成措置の対象となる経費は次のとおりとする。

### ア 工事費

- (ア) 純工事費
- (イ) 測量及び試験費
- (ウ) 営繕費
- (エ) 工事雑費

### イ 設計費

### ウ 設備費

### エ その他、事業目的を果たすために直接必要なその他経費

## V 食品流通の合理化を目的とする取組

### 卸売市場施設整備の推進

#### 1 取組の概要

##### (1) 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。

##### (2) 卸売市場再編促進施設整備の取組

地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

##### (3) 卸売市場活性化等事業の取組

###### ア P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

###### イ 卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

##### (4) 地方市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。

#### 2 採択要件に関する留意事項

次の（１）、（２）のいずれかを成果目標とすること。

##### (1) 実施要領第1の1の（１）の成果目標の基準を満たすこと。

##### (2) 事業実施主体が中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者の場合を除き、整備事業によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

#### 3 取組の実施基準等

##### (1) 整備事業

###### ア 実施方法及び施設に関する共通基準

###### (ア) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の改良、造成又は取得を行おうとする場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を行おうとする場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

a 当該施設の改良等に要する工事費が10億円以上であること。

b 当該施設の改良等が既存の建造物に併設するものでないこと。

###### (イ) 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設又は加工処理高度化施設を新設する場合には、施設等について、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

a 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応

じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

b 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

c 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(a) 施設の取扱品目

(b) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

(c) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(d) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(e) その他必要な事項

d 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定を満たしていること。

#### イ 事業実施に関する共通事項

##### (ア) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画の別添1に掲げられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）のうち取り組む再編措置の内容が検討中とされているものについては、同計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

なお、再編推進市場のうち特定の取扱品目の部類のみが卸売市場整備基本方針第2の1の（5）の再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設の改良、造成又は取得を交付の対象外とする。

また、中央卸売市場の管理運営に係る施設の改良、造成又は取得については、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、再編基準に該当する取扱品目の部類と該当しない取扱品目の部類のそれぞれの取扱金額をもって交付の対象となる経費を按分することとする。

ただし、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の改良が必要と認められるときは、この限りではない。

##### (イ) 施設の整備規模

a 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針の別記2の卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づき必要規模の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

b 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(ウ) 1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

a 中央卸売市場施設整備の取組

| 交付対象施設                         | 交 付 率                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                |          |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|                                | 中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場（以下「中央拠点市場」という。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費 | 中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの |          |
|                                |                                                                      | (1) 新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費<br>(2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの（以下「大規模増改築」という。）に要する経費<br>ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）を主体とした増改築であること。<br>イ 当該増改築に係る売場施設等の工事量が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積（売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。<br>ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。 |                                                                                                |          |
|                                |                                                                      | 以下の卸売市場に係るもの<br>(1) 統合を目的として整備を行う卸売市場<br>(2) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 左記以外の卸売市場に係るもの                                                                                 |          |
| 売場施設(大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得) | 4/10以内                                                               | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 4/10以内                                                                                         | 4/10以内   |
| (上記以外の改良、造成又は取得)               | 4/10以内                                                               | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1/3以内                                                                                          | 1/3以内    |
| 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）           | 4/10以内                                                               | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1/3以内（注）                                                                                       | 1/3以内（注） |
| 駐車施設                           | 4/10以内                                                               | 1/3以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1/3以内                                                                                          | －        |
| 構内舗装                           | 1/3以内                                                                | 1/3以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1/3以内                                                                                          | 1/3以内    |
| 搬送施設（高度化・強化を図るもの）              | 4/10以内                                                               | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1/3以内（注）                                                                                       | 1/3以内（注） |
| 衛生施設（高度化・強化を図るもの）              | 4/10以内                                                               | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1/3以内（注）                                                                                       | 1/3以内（注） |
| 食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）            | －                                                                    | 4/10以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1/3以内（注）                                                                                       | 1/3以内（注） |
| (上記以外のもの)                      | －                                                                    | 1/3以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1/3以内                                                                                          | 1/3以内    |

|                 |           |           |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 情報処理施設          | 4/10以内    | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     |
| 市場管理センター        | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     | －         |
| 防災施設            | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     | －         |
| 加工処理高度化施設       | 1/3以内 (注) | 1/3以内 (注) | 1/3以内 (注) | 1/3以内 (注) |
| 総合食品センター機能付加施設  | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     | －         |
| 附帯施設            | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     | －         |
| 上記施設の施設内容に準ずる施設 | 1/3以内     | 1/3以内     | 1/3以内     | －         |

(注) 特定被災地方公共団体の地域に位置する市場については、4/10以内とする。

## b 卸売市場再編促進施設整備の取組

### (a) 地方卸売市場への転換に係る取組

| 交付対象施設                   | 交 付 率                                                                                                                                     |                                                                                                   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの<br>(1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費<br>(2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費 | 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの |
| 売場施設 (大規模に温度管理機能を付与する整備) | 4/10以内                                                                                                                                    | 4/10以内                                                                                            |
| (上記以外の整備)                | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 貯蔵・保管施設 (高度化・強化を図るもの)    | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 駐車施設                     | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |
| 構内舗装                     | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 搬送施設 (高度化・強化を図るもの)       | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 衛生施設 (高度化・強化を図るもの)       | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 食肉関連施設                   | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 情報処理施設                   | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 市場管理センター                 | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |
| 防災施設                     | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |
| 加工処理高度化施設                | 1/3以内                                                                                                                                     | 1/3以内                                                                                             |
| 総合食品センター機能付加施設           | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |
| 附帯施設                     | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |
| 上記施設の施設内容に準ずる施設          | 1/3以内                                                                                                                                     | －                                                                                                 |

### (b) 他の卸売市場との連携に係る取組

| 交付対象施設 | 交 付 率 |
|--------|-------|
|--------|-------|



|         |                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 共同集出荷施設 | 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|

(c) 廃止に係る取組

| 交付対象経費                                             | 交 付 率 |
|----------------------------------------------------|-------|
| 施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外） | 1/3以内 |

c 卸売市場活性化等事業の取組

(a) P F I 推進の取組

| 交付対象施設                               | 交 付 率                                                |                                                       |        |                                                                                                     |                                                                                |                      |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|                                      | 中央卸売市場                                               |                                                       |        |                                                                                                     | 地方卸売市場                                                                         |                      |
|                                      | 中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 | 中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に係るもの |        | 中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場（中央拠点市場を除く。）の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの | 都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費 | 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場 |
|                                      |                                                      | （１）新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費                     |        |                                                                                                     |                                                                                |                      |
|                                      |                                                      | （２）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費               |        |                                                                                                     |                                                                                |                      |
|                                      | 以下の卸売市場に係るもの                                         | 左記以外の卸売市場に係るもの                                        |        |                                                                                                     | 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場                                                    |                      |
|                                      | （１）統合を目的として整備を行う卸売市場                                 |                                                       |        |                                                                                                     |                                                                                |                      |
|                                      | （２）食肉を主たる取扱品目とする卸売市場                                 |                                                       |        |                                                                                                     |                                                                                |                      |
| 売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備） | ４／１０以内                                               | ４／１０以内                                                | ４／１０以内 | ４／１０以内                                                                                              | １／３以内                                                                          | １／３以内                |

|                        |        |        |       |       |       |       |
|------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| (上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備) | 4/10以内 | 4/10以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)   | 4/10以内 | 4/10以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 駐車施設                   | 4/10以内 | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | 1/3以内 | －     |
| 構内舗装                   | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 搬送施設(高度化・強化を図るもの)      | 4/10以内 | 4/10以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 衛生施設(高度化・強化を図るもの)      | 4/10以内 | 4/10以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 食肉関連施設(高度化・強化を図るもの)    | －      | 4/10以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | －     | －     |
| (上記以外のもの)              | －      | 1/3以内  | 1/3以内 | 1/3以内 | －     | －     |
| 情報処理施設                 | 4/10以内 | 1/3以内  | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 市場管理センター               | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | －     | －     |
| 防災施設                   | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | －     | －     |
| 加工処理高度化施設              | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 総合食品センター機能付加施設         | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | －     | －     |
| 附帯施設                   | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | 1/3以内 | －     |
| 上記施設の施設内容に準ずる施設        | 1/3以内  | 1/3以内  | 1/3以内 | －     | －     | －     |

(b) 卸売市場活性化推進の取組

| 交付対象施設                  | 交 付 率                        |                                   |            |        |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------|--------|
|                         | 事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費 |                                   |            |        |
|                         | 区分                           | 中央卸売市場                            |            | 地方卸売市場 |
|                         |                              | 中央卸売市場整備計画に中央拠点市場として位置づけられた中央卸売市場 | その他の中央卸売市場 |        |
| 売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備) | 市場機能強化の取組                    | 4/10以内                            | 4/10以内     | 4/10以内 |
| (上記以外の整備)               |                              | 4/10以内                            | 1/3以内      | 1/3以内  |
| 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)    |                              | 4/10以内                            | 1/3以内      | 1/3以内  |
| 搬送施設(高度化・強化を図るもの)       |                              | 4/10以内                            | 1/3以内      | 1/3以内  |
| 食肉関連施設                  |                              | －                                 | 1/3以内      | －      |
| 情報処理施設                  |                              | 4/10以内                            | 1/3以内      | 1/3以内  |
| 加工処理高度化施設               | 統合・大型化の取組                    | 1/3以内                             | 1/3以内      | 1/3以内  |
| 売場施設(大規模に温度管理機能を付与する整備) |                              | 4/10以内                            | 4/10以内     | 4/10以内 |
| (上記以外の整備)               |                              | 4/10以内                            | 4/10以内     | 1/3以内  |
| 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)    |                              | 4/10以内                            | 4/10以内     | 1/3以内  |
| 搬送施設(高度化・強化を図るもの)       |                              | 4/10以内                            | 4/10以内     | 1/3以内  |
| 食肉関連施設(高度化・強化を図るもの)     |                              | －                                 | 4/10以内     | －      |
| (上記以外のもの)               |                              | －                                 | 1/3以内      | －      |
| 情報処理施設                  |                              | 4/10以内                            | 1/3以内      | 1/3以内  |

|                          |  |       |       |       |
|--------------------------|--|-------|-------|-------|
| 加工処理高度化施設                |  | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/3以内 |
| 注) 大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外 |  |       |       |       |

d 地方市場施設整備の取組

| 交付対象施設               | 交 付 率                                                               |                             |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                      | 都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費 |                             |
|                      | 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場                                                | 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場 |
| 売場施設                 | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの） | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 駐車施設※                | 1/3以内                                                               | －                           |
| 構内舗装                 | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 搬送施設（高度化・強化を図るもの）    | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 衛生施設（高度化・強化を図るもの）    | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 情報処理施設               | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 加工処理高度化施設            | 1/3以内                                                               | 1/3以内                       |
| 附帯施設※                | 1/3以内                                                               | －                           |
| ※地方卸売市場の新設の場合に限る。    |                                                                     |                             |

(エ) 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

| 交付対象施設        | 施 設 内 容                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売場施設          | 卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設                                                                                                                                                                                                     |
| 貯蔵・保管施設       | 倉庫施設及び冷蔵庫施設                                                                                                                                                                                                                  |
| うち高度化・強化を図るもの | （多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの）<br>低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設 |

|               |                                                                                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駐車施設          | 駐車場                                                                                                                                                                         |
| 構内舗装 ※        | 駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装（門、柵、塀以外の基盤整備を含む。）                                      |
| 搬送施設          | 輸送、搬送のために必要な施設                                                                                                                                                              |
| うち高度化・強化を図るもの | （場内物流効率化システム）<br>自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設                                                                                                                          |
| 衛生施設          | じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設                                                                                                                                                      |
| うち高度化・強化を図るもの | （環境保全・衛生管理強化施設）<br>リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設                                                                                                            |
| 食肉関連施設        | （カ）に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの                                                                                                              |
| うち高度化・強化を図るもの | （食肉等衛生管理強化施設）<br>（カ）のg並びにiのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同aからiのうち、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備 |
| 情報処理施設        | L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備                                                                                                      |
| うち交付の対象外のもの   | ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備                                                                                                                                         |

|                 |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市場管理センター        | <p>管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設</p> <p>ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること</p> <p>イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること</p> <p>ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること</p> |
| うち交付の対象外のもの     | 保健医療関係以外の福利厚生施設                                                                                                                                                                                                      |
| 防災施設            | 防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設                                                                                                                                                |
| 加工処理高度化施設       | 小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設                                                                                                                                                                        |
| 総合食品センター機能付加施設  | その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設                                                                                                                                               |
| 附帯施設            | 他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）                                |
| 上記施設の施設内容に準ずる施設 | 交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設                                                                                                                                                    |
| 共同集出荷施設         | 卸売市場の用地外に整備される共同で集出荷を行うための施設                                                                                                                                                                                         |

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

(オ) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加工処理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

| 施設区分            | 構 造               | 上限建築単価  |         |         |
|-----------------|-------------------|---------|---------|---------|
|                 |                   | 一般地域    | 多雪地域    | 沖縄地域    |
| 売場施設            |                   | 円/㎡     | 円/㎡     | 円/㎡     |
| 貯蔵・保管施設（倉庫施設）   | 鉄骨構造（平屋）          | 100,000 | 110,000 | 110,000 |
| 駐車施設            | 鉄骨構造（重層）          | 117,000 | 128,000 | 128,000 |
| 市場管理センター        | 鉄筋コンクリート構造（平屋）    | 111,000 | 111,000 | 122,000 |
| 加工処理高度化施設       | 鉄筋コンクリート構造（屋上駐車場） | 122,000 | 122,000 | 134,000 |
| 総合食品センター機能付施設   | 鉄筋コンクリート構造（重層）    | 179,000 | 179,000 | 197,000 |
| 上記施設の施設内容に準ずる施設 |                   |         |         |         |
| 共同集出荷施設         |                   |         |         |         |
| 貯蔵・保管施設（冷蔵庫施設）  | 鉄骨構造              | 141,000 | 154,000 | 154,000 |
|                 | 鉄筋コンクリート構造        | 167,000 | 167,000 | 184,000 |

（注）多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

(カ) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- a 係留所
- b 生体検査所及び検査用機械器具
- c 処理室及び処理設備
- d 検査室及び検査用機械器具
- e 消毒所、隔離所
- f 汚物処理設備
- g 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- h 作業員室
- i と場に係る電気通信等附帯設備

(キ) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」と

いう。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較して、最大の施設とする。

(ク) 大規模増改築

- a 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- b 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

(ケ) 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備（(ウ)の表の交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備をいう。）

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（2階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の1割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得若しくは整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の1割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良若しくは整備とする。

(コ) 施設の改良、造成若しくは取得又は整備

- a 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
- b 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- c 施設の改良、造成若しくは取得又は整備に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づく「新農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、実施するものとする。

(サ) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- a 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- b 工事施工に係る設計監理、監督料については、aと同様の取扱いとするものとする。
- c 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてaに準じた取扱いとするものとする。
- d 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含める

ものとする。

ウ 個別事項

(ア) 中央卸売市場施設整備の取組

a 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

b 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づいて行う施設の改良、造成又は取得であること。

(イ) 卸売市場再編促進施設整備の取組

a 地方卸売市場への転換に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

i 地方公共団体

ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人

iii 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

(b) 事業の要件

i 地方卸売市場へ転換した年度を含む3年以内に着工される施設の整備であること。

ただし、平成25年度までに地方卸売市場に転換した場合にあつては5年以内に行われる施設の整備とし、平成26年度に地方卸売市場に転換した場合にあつては4年以内に行われる施設の整備とする。

ii 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあつては、地方卸売市場への転換前に中央卸売市場が取り扱っていた取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

b 他の卸売市場との連携に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

i 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

ii 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。

iii 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場



との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で行われること。

c 廃止に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(b) 事業の要件

- i 廃止する中央卸売市場が、廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する中央卸売市場の施設を撤去するものであること。
- ii 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものでないこと。
- iii 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

(ウ) 卸売市場活性化等事業の取組

a P F I 推進の取組

(a) 事業実施主体

P F I 法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

(b) 事業の要件

- i 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、P F I 法第5条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。
- ii P F I 法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。
- iii 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
- iv 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。
- v 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。
  - (i) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
  - (ii) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。
  - (iii) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること
  - (iv) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
    - ① 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

- ② 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地方卸売市場にあっては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備された施設について、P F I 法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

b 卸売市場活性化推進の取組

(a) 事業実施主体

- i 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- ii i に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（i に掲げる法人を除く。）
- iii 特認団体（i 又は ii に掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(b) 事業の要件

- i 施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。
- ii 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
- iii 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- iv 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

(i) 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において施設の整備を行うものであること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。

(ii) 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。

(iii) 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。

- v 次に掲げる施設の整備であること。
  - (i) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫））
  - (ii) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））
  - (iii) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設））
  - (iv) (i) から (iii) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設））
- vi ivの (iii) にあつては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。
  - (i) 既存の上屋に複数のvの施設を導入することが真に困難であること。
  - (ii) vの施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。
  - (iii) vの施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
- vii 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- viii 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。
- ix 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (c) 指導及び助言
 

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市場にあつては都道府県とする。
- (d) 施設の管理運営
  - i この事業により整備された施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
  - ii 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、

事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

- iii 事業実施主体は、ii の管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(エ) 地方市場施設整備の取組

a 他の地方卸売市場との統合に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
- iii 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であつて、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

b 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 第3セクター

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であり、同市場が同計画に即して施設等の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
- iii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

- iv 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。
- v 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
  - (i) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狹隘の度合いが著しいと認められること。
  - (ii) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。
- (c) 都道府県の指導及び監督
  - 都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。